

# 広陵町地域福祉計画

平成31年4月

広 陵 町



## はじめに



近年、少子高齢化の進行や、核家族・単身世帯の増加により、地域が抱える生活課題は、複雑かつ多種多様なものになっており、町が実施する行政サービスだけでは、問題を解決することが難しくなっています。

わたしたちの広陵町が、誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるまちになるためには、行政と地域住民や関係団体が協働し、様々な地域の課題に町全体として取り組んで行くことが必要ではないでしょうか。

今回、本町において「地域福祉」を推進していく方針や、地域住民をはじめ、ボランティア、各種団体などと行政と一緒に取り組んで行くための方法を示した、「広陵町地域福祉計画」を策定いたしました。

また、町民の皆さま一人ひとりの「地域福祉」の推進が、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現にもつながるという観点から「地域福祉計画」に「自殺対策計画」を包含し策定いたしました。

本計画の基本理念である「みんなで築く 共に支え合うまち 広陵」を目指し、本町といたしましてもこれまで以上に地域住民や関係団体等との連携を行い、地域福祉に向けた施策を展開して参りますが、町民の皆さまにおかれましても、一人でも多くの方が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動にご参加いただけますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にあたりまして熱心にご審議いただきました広陵町地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました関係機関、関係者の皆さま、そしてアンケートや住民ワークショップなどにおいて貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成31年3月吉日

広陵町長 山村吉由



## 広陵町地域福祉計画策定にあたって

障害者の自立生活、介護、子育てや保育、買い物難民、認知症、依存症、引きこもり、生活困窮など、生活にかかわる問題や課題はすべて我々が生活を営む地域で起こっています。こうした問題の解決には公的制度によるサービスの利用や専門職による援助が大きな位置を占めますが、一人暮らし高齢者に対する見守り支援活動などに代表されるように、地域住民など様々な関係者による制度に依らない自発的な支援（インフォーマルサポート）が不可欠です。地域住民など関係者の主体的な参加により、支援を要する人たちが安心して地域で生活ができるよう、またそれが可能な地域づくりをしていこうという活動の総体を「地域福祉」と呼んでいます。最近では、地域や他人の困りごとを住民一人ひとりが我が事として受け止め、地域で丸ごと支えあうことができる「我が事丸ごと地域共生社会」の実現に向けた政策が進められていますが、これまで以上に地域福祉の視点による実践が求められています。

この地域福祉推進の重要な方法の一つが「地域福祉計画」です。地域福祉計画とは、地域や市区町村を基盤として展開される福祉サービスや福祉活動のあり方について、その目標や推進するための条件などを計画的なおかつ体系的に明らかにし、将来への展望や実現に向けた道筋を示す、地域福祉の推進方法です。言い換えれば、地域住民や関係者などの参加によって「我がまちの地域福祉をデザインすること」ということができます。

このたび、町民を対象としたアンケート調査、統計データによる現状分析、福祉のまちづくり住民ワークショップ、民生委員児童委員によるワークショップ、町職員によるワーキンググループ、パブリックコメント、そして多様な関係者からなる「広陵町地域福祉計画策定委員会」における議論を経て、ここに第1期の「広陵町地域福祉計画」が策定されました。とくにワークショップや策定委員会では、皆さんがそれぞれの立場から「我がまち 広陵」を良くするための知恵や意見を出し合い、真剣に議論していただきました。この計画では、基本目標ごとに5年後の指標を掲げるなどより具体性のあるものとなっています。ただ、計画は計画でしかなく、実践そして評価されることで生きてきます。広陵町社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」と車の両輪となり、実践されていくことを期待します。

最後になりましたが、計画策定にあたり、積極的にご協力をくださった町民、関係団体、そして町職員、策定委員会委員の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

広陵町地域福祉計画策定委員会委員長  
天理大学人間学部人間関係学科社会福祉専攻 教授  
渡辺 一城



## 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨と背景	1
2.	地域福祉計画について	2
3.	計画の位置付け	3
4.	計画期間	4
5.	計画の策定体制	4
第2章	地域福祉を取り巻く状況	6
1.	人口等の状況	6
2.	高齢者の状況	8
3.	障がい者の状況	11
4.	子ども・子育て支援の状況	13
5.	生活困窮者の状況	16
6.	その他 地域活動に関する状況	19
7.	アンケート調査結果の概要	22
第3章	計画の基本方針	38
1.	基本理念	38
2.	基本目標	39
3.	施策の体系	41
第4章	施策の展開	42
	基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる	42
	基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる	50
	基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる	65
	基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる	71
第5章	計画推進のために	82
1.	協働による計画の推進	82
2.	計画の周知・普及	82
3.	社会福祉協議会との連携	82
4.	計画の進行管理、点検・見直し	83
資料編		84
1.	計画策定について	84
2.	アンケート調査結果（集計表）	87
3.	用語解説	102



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨と背景

みなさんは「地域」と聞いて、どれぐらいの範囲を思い浮かべるでしょうか。

「地域」のとらえ方は様々であり、隣近所だと考える人や、区・自治会単位と考える人、または町全体ととらえる人もいることでしょう。

わたしたちは、イメージする範囲の違いはあっても、これまでは同じ「地域」に生活し、文化や風習を共有する中で信頼関係を築き、困った時には助け合い、支え合って生活を営んできました。しかし、近年は少子高齢化の進行や、単身世帯の増加などで地域住民同士の交流が希薄化する中で、困りごとや悩みごとを抱える人の存在がみえにくくなり、社会から孤立する人が生じやすい環境となってきています。さらに、経済状況の変化等により、社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化・複雑化しています。

このような中、平成29年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、制度・分野ごとの縦割りや、支援「する人」「される人」という関係を超えて、地域の住民や団体など多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合い・助け合う地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。

行政や一部の人たちの努力だけでは、多様化したニーズに応えることができません。身近な地域において互いに助け合う仕組みをつくり、地域住民がボランティア等の福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

こうした背景を踏まえ、広陵町の地域課題に対応し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちを築くために、地域福祉を推進する指針として「広陵町地域福祉計画」を策定します。

## 2. 地域福祉計画について

### 《地域福祉とは》

一般的に「福祉」は、個人や家族など、個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。そのため、福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、児童などに対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

### 《すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画》

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。

これらの課題には、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちや行政と一緒に解決する」（共助）、「行政や制度的なサービスによって解決する」（公助）、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。

わたしたちの広陵町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが地域の担い手であると自覚し、住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが大切です。

その「小さなこと」を具体的に示し、地域住民と行政と一緒に地域福祉を推進していく上で指針となる計画が地域福祉計画です。

また、地域福祉の推進は自殺予防にもつながるという観点から、広陵町では地域福祉計画と自殺対策計画を一体的に策定します。

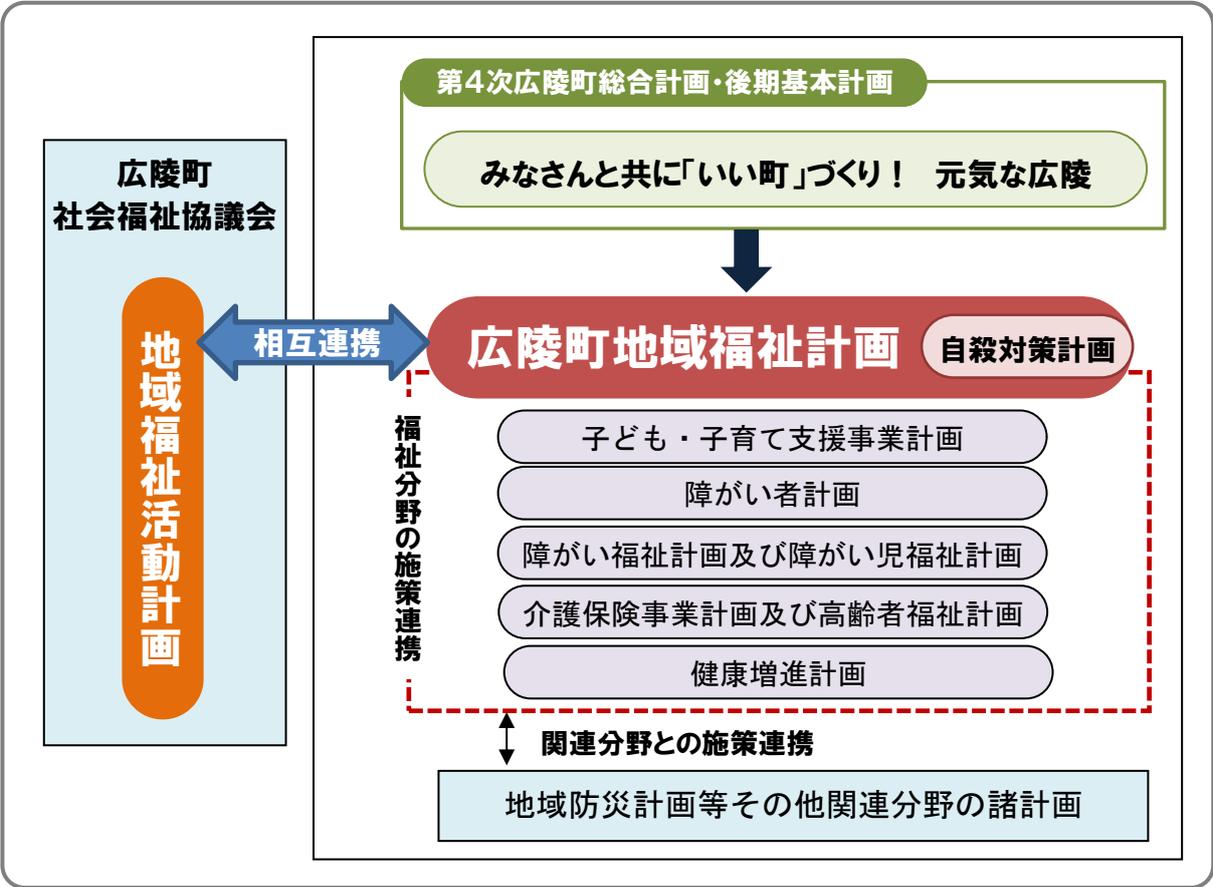
### 3. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康増進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する、福祉分野の上位計画に位置付けられます。

また、自殺対策基本法が改正、自殺総合対策大綱が新たに閣議決定されるなど、「生きることの包括的支援」として、自殺を防ぐための施策が市町村においても求められるようになってきています。このため、本町では、地域福祉計画に自殺対策計画を包含して策定します。

「地域福祉活動計画」は、住民、地域で福祉活動を行う者や福祉事業を営む者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担を明示したもので、社会福祉協議会が策定し、地域福祉計画と相互連携のもと実施していきます。

《広陵町地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置付け》



## 4. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5年間とします。策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 《地域福祉計画と関連計画の期間》

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
広陵町総合計画	第4次後期				第5次前期			
地域福祉計画			第1期				第2期	
子ども・子育て支援事業計画	第1期			第2期				
障がい者計画	第2期	第3期					第4期	
障がい福祉計画	第4期	第5期		第6期		第7期		
障がい児福祉計画		第1期		第2期		第3期		
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	第6期	第7期		第8期		第9期		
健康増進計画	第2次							

## 5. 計画の策定体制

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、策定にあたっては、住民アンケート、ワークショップなどから地域の現状と課題の洗い出しを行いました。また、町関係部署職員で構成する広陵町地域福祉計画策定職員ワーキンググループでは、住民と行政との協働について議論しました。

それらの結果をもとに、有識者や福祉関連団体の代表などからなる「広陵町地域福祉計画策定委員会」において議論を重ね、計画案を検討しました。

### ①住民アンケート調査の実施

18歳以上の住民から無作為に抽出した2,000人に対して、アンケートを実施し、地域福祉に関する意識調査を行いました。

### ②福祉のまちづくり住民ワークショップの開催

計画への提言を広くいただくために、住民を対象としたワークショップを小学校区ごとに開催しました。内容については地域福祉活動計画に反映しています。

### ③広陵町民生委員・児童委員協議会によるワークショップの開催

地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員からの提言をいただくため、ワークショップを開催しました。

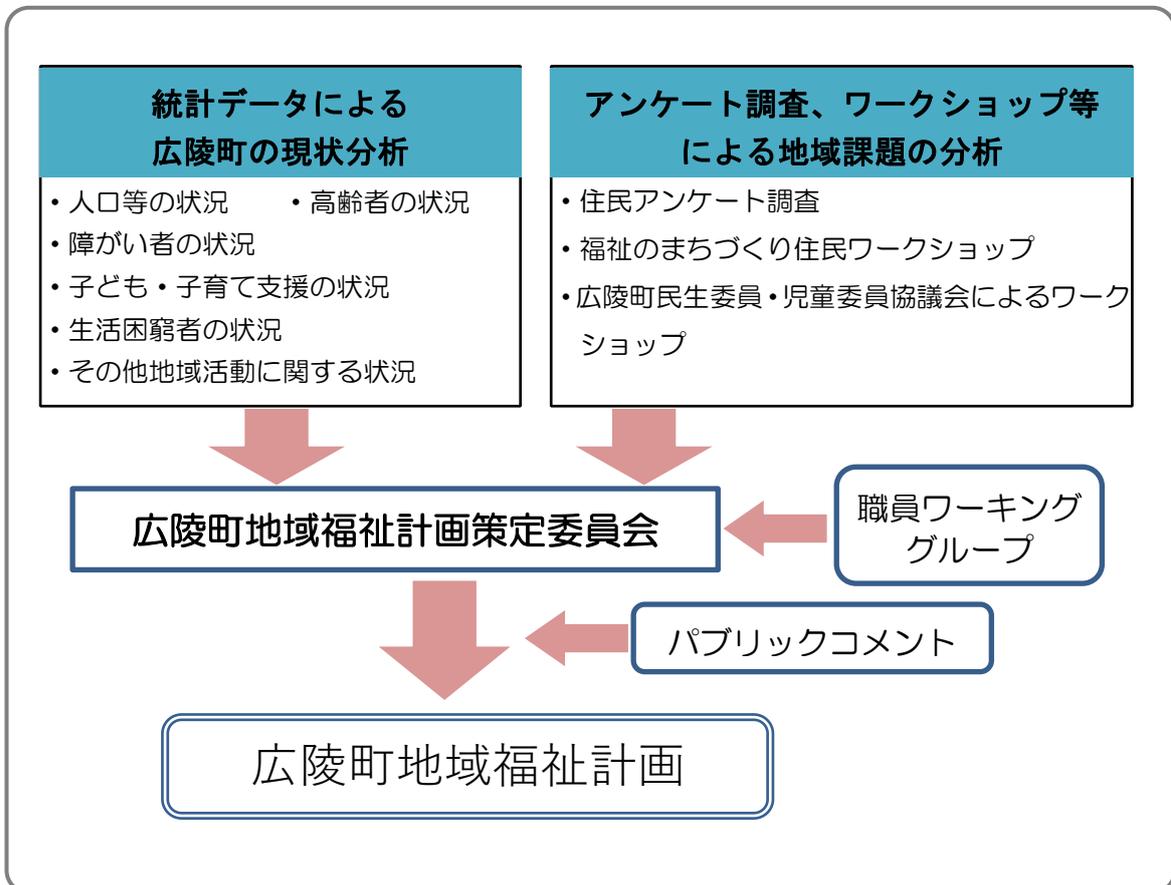
### ④パブリックコメントの実施

計画への住民の意見・要望を把握するためのパブリックコメントを実施しました。

### ⑤広陵町地域福祉計画策定委員会の開催

計画の策定及び推進に関する審議を行う場として「広陵町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。本委員会は学識経験者や福祉関係団体及び地域で活動するボランティア団体等の代表者、住民からの公募委員で構成されています。

## 《計画策定手法のイメージ》



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

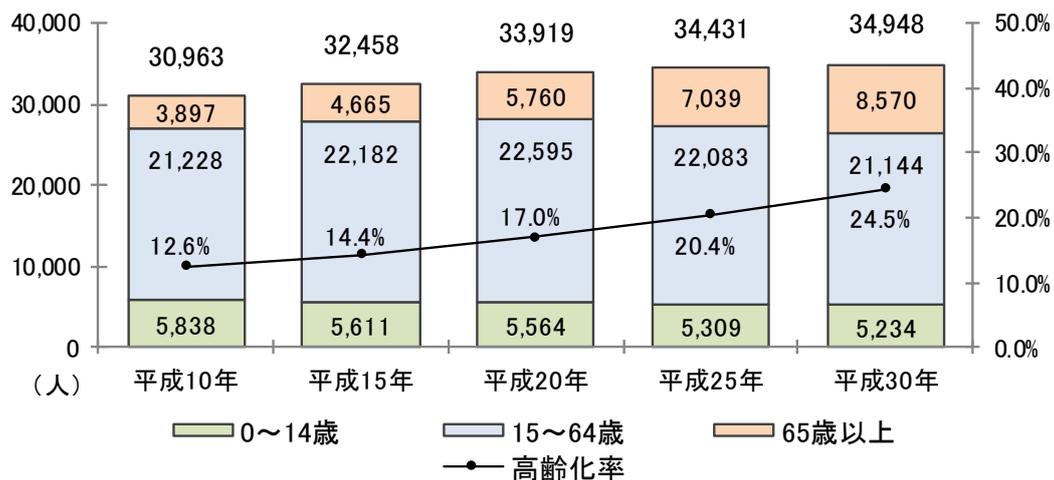
### 1. 人口等の状況

#### (1) 総人口の推移

本町の総人口は、平成28年4月に初めて35,000人を超えましたが、以降は微減微増を繰り返しながら、ほぼ横ばい状態となっています。

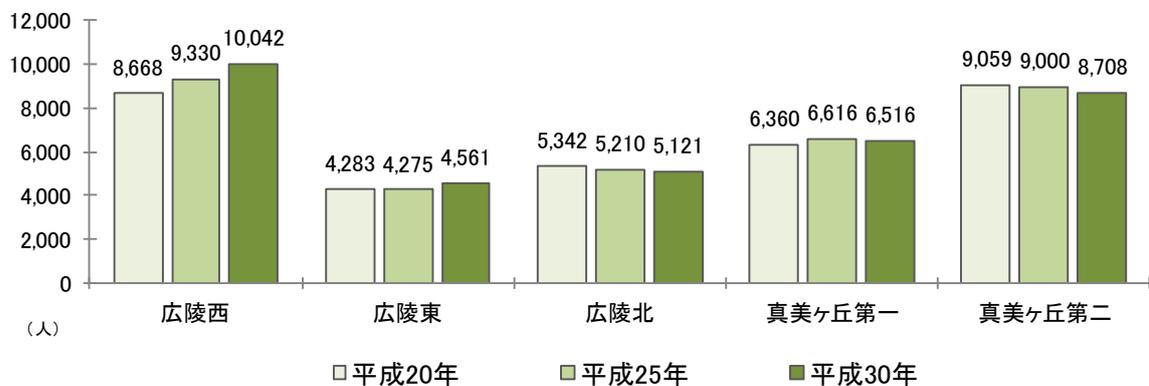
小学校区別に人口の推移をみると、近年、ミニ開発が盛んに行われている広陵西小学校区、広陵東小学校区で人口が増加している一方、広陵北小学校区、真美ヶ丘第一小学校区、真美ヶ丘第二小学校区では減少傾向にあります。

《人口等の推移》



※住民基本台帳（各年3月末現在）

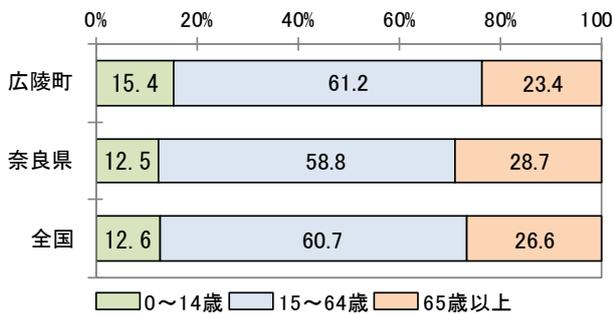
《小学校区別の人口の推移》



※住民基本台帳（各年12月末現在）

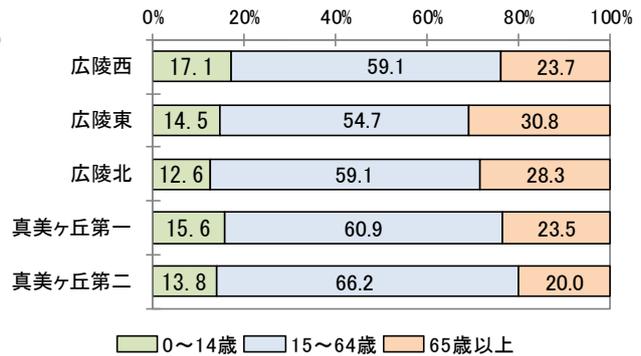
年齢3区分別人口割合（平成27年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口（0～14歳）割合と生産年齢人口（15～64歳）割合が国や県を上回っています。対して、高齢者人口（65歳以上）割合は下回っているため、比較的「若い町」といえます。小学校区別でみると、広陵東小学校区で高齢者人口割合が最も多く、ミニ開発で若い世帯の転入により人口増加が著しい広陵西小学校区で年少人口割合が最も多くなっています。

《人口割合の比較》



※平成27年国勢調査

《小学校区別の人口割合の比較》

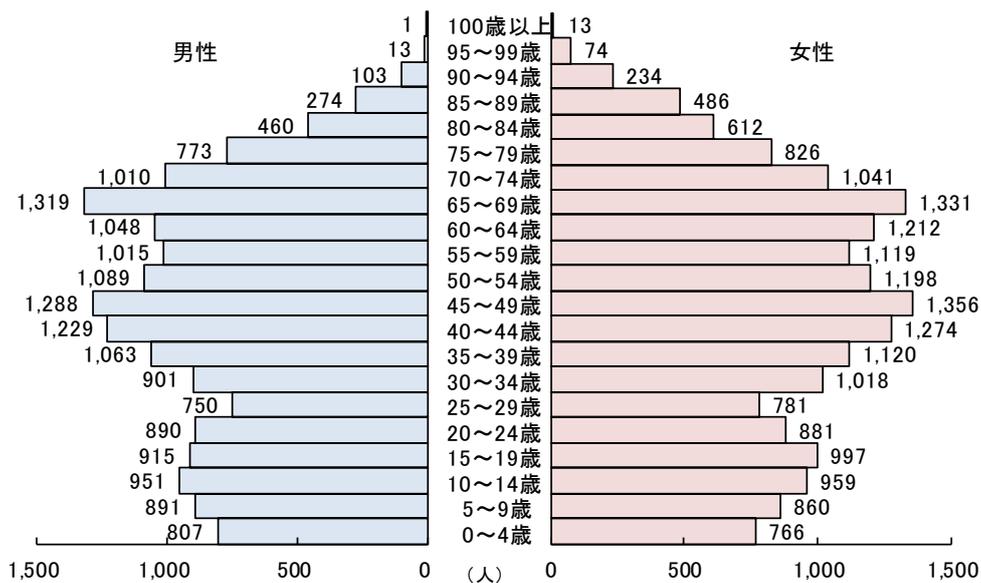


※住民基本台帳（平成29年12月末現在）

## （2）人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると、男女ともに45～49歳、65～69歳の層の人口が多くなっています。

《人口構造の状況》



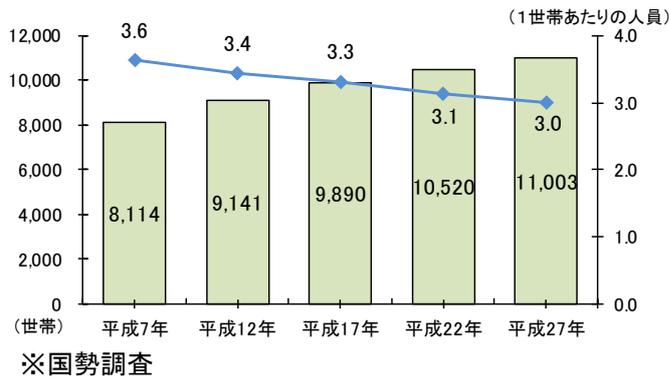
※住民基本台帳（平成30年3月末現在）

### (3) 世帯の状況

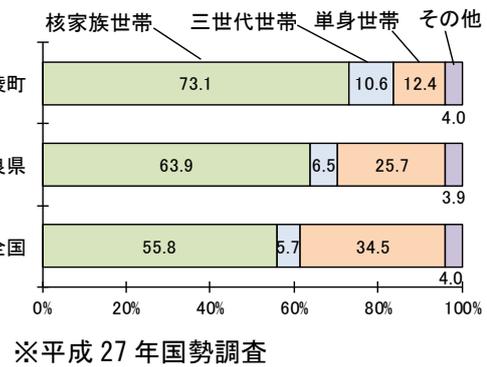
本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）は、平成7年の8,114世帯から平成27年の11,003世帯へと、人口増加に伴い増加しています。一方で、1世帯あたりの人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

また、世帯構成割合を国、県と比較すると、本町は単身世帯の割合が少なく、核家族世帯が国や県に比べて多い傾向がみられます。

《世帯数の推移》



《世帯構成割合の比較》



## 2. 高齢者の状況

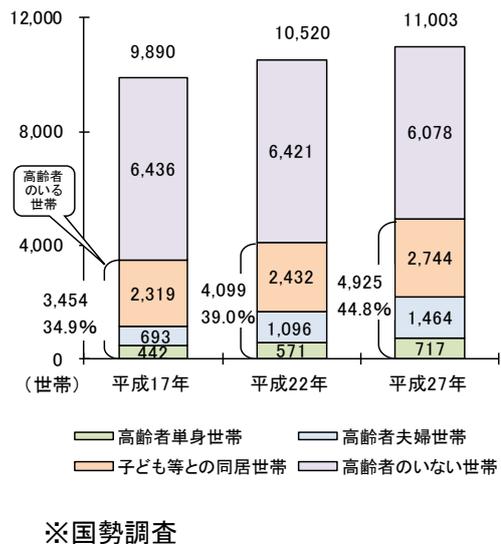
### (1) 高齢者世帯の状況

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の中で、高齢者のいる世帯をみると平成17年の3,454世帯から平成27年の4,925世帯へと増加し、高齢者のいる世帯の割合は平成17年の34.9%から平成27年の44.8%へと増加しています。

また、平成17年から平成27年の10年間で高齢者夫婦世帯は2.1倍、高齢者単身世帯は1.6倍に増加しています。

平成27年には、この2つをあわせると一般世帯の約20%を占めており、5世帯に1世帯が高齢者だけの世帯となっています。

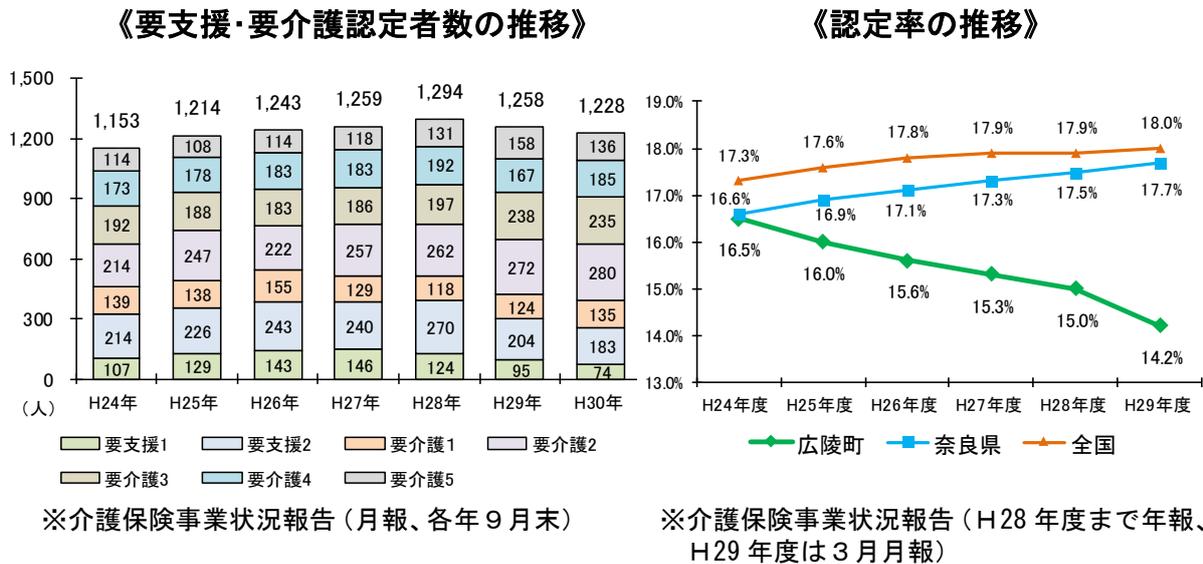
《高齢者世帯の推移》



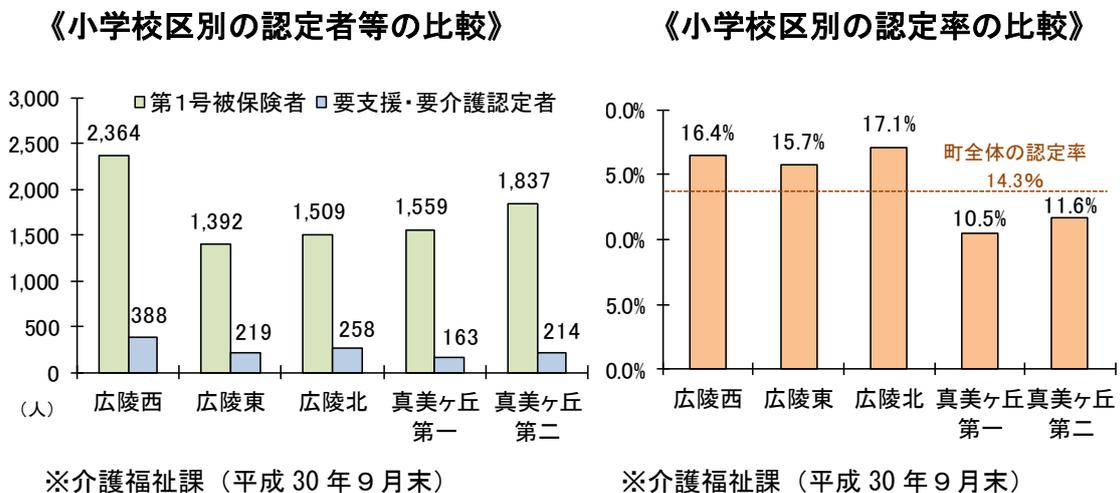
## (2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は平成28年まで増加傾向で推移し、その後減少し、平成30年で1,228人となっていますが、高齢化とともに、今後は増加傾向になると見込んでいます。内訳をみると、平成28年以降、要支援認定者（要支援1・2）は減少している一方、要介護認定者（要介護1～5）は増加しています。

また、本町の要支援・要介護認定率（第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、平成24年度以降、認定率が低下傾向にあり、県や国に比べて低い水準で推移しています。



小学校区別の認定者・認定率の状況をみると、認定率は広陵北小学校区で最も高く、真美ヶ丘第一小学校区で最も低くなっています。認定率は、旧村地域で町全体の認定率14.3%を上回り、真美ヶ丘地域では下回るという地域性がみられます。



### (3) 認知症対策の状況

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)」が策定されており、本町においても、新オレンジプランの7つの柱に沿った取り組みを進めています。

#### 《新オレンジプランの7つの柱》



#### 《認知症対策の状況》

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	
認知症サポーター養成講座、キッズサポーター養成講座、RUN 伴	
認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	
認知症初期集中支援チームの設置	・個別ケースの相談、訪問、受診、入院 <ハートランドしぎさん(専門医・専門職)・地域包括支援センター・行政>
認知症初期集中支援チーム検討委員会	・個別ケース、認知症施策検討 <ハートランドしぎさん(専門職)・畿央大学・町内介護事業所・地域包括支援センター・行政>
畿央大学 KAGUYA プロジェクト認知症班によるアプリ開発	・畿央大学のKAGUYA プロジェクト認知症班によるアプリ開発 ・アプリ活用による軽度認知障がい(MCI)の発見
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	
認知症カフェの開催(毎月開催)	・エリシオン真美ヶ丘：第1日曜日 ・おきなのだ：第2日曜日 ・大和園：第3日曜日
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	
徘徊SOSネットワーク事業	
認知症の人やその家族の視点重視	
認知症カフェにおける役割・生きがいづくり	

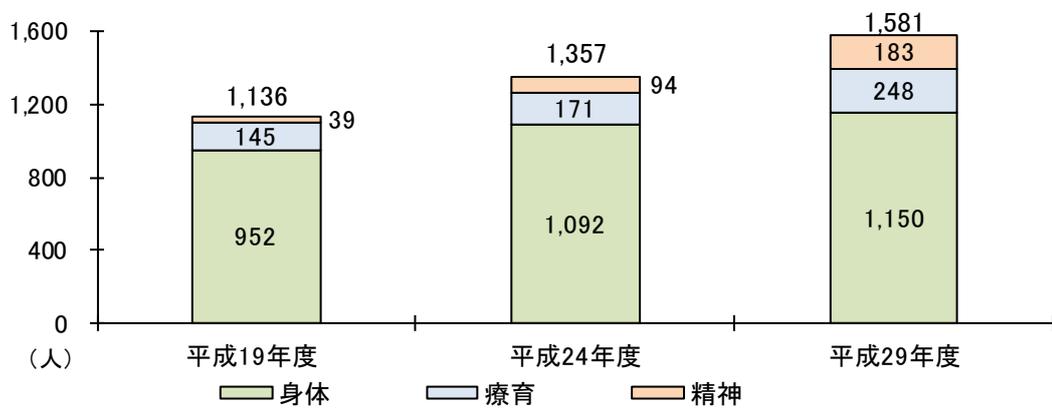
※KAGUYA プロジェクト…広陵町では畿央大学と連携し、運動教室や介護予防、認知症施策や、健康増進のための人材育成などに取り組んでいます。Keeping Active across Generations Uniting the Youth and Agedの略称。

# 3. 障がい者の状況

## (1) 手帳所持者数の推移

すべての障がいにおいて手帳所持者数は増加していますが、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者は10年前から約4.7倍と著しく増加しており、近年、メンタルヘルスケアの重要性が叫ばれる要因がうかがえます。

《手帳所持者数の推移》

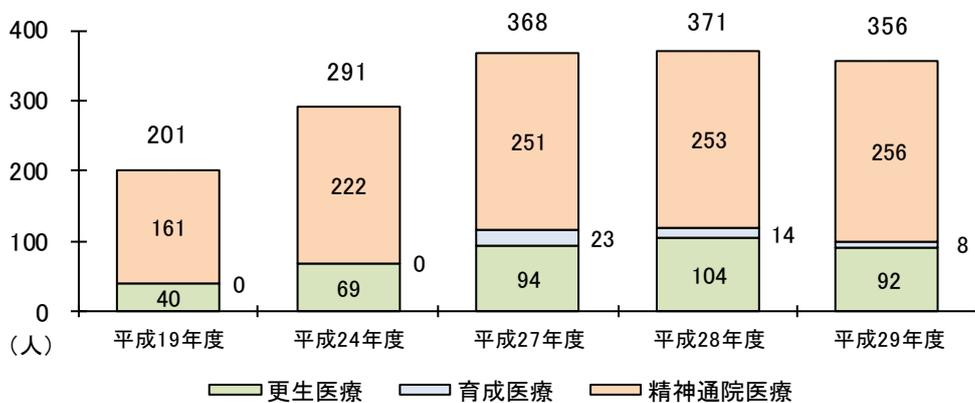


※社会福祉課（各年度3月末）

## (2) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。平成27年度以降、育成医療は減少傾向にあるものの、全体的にほぼ横ばいの推移となっています。

《自立支援医療受給者数の推移》



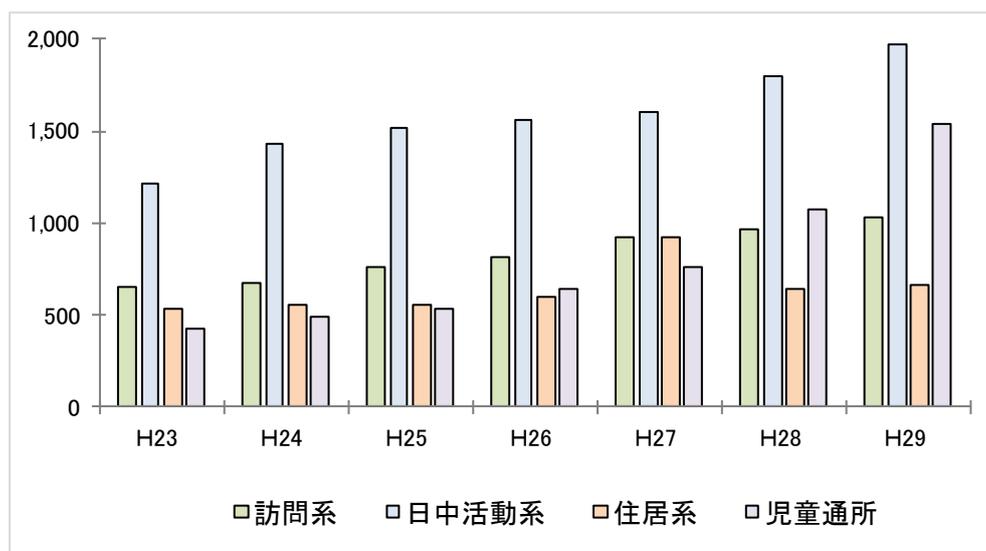
※社会福祉課（各年度3月末）

### (3) 障がい福祉サービスの利用件数の推移

障がい者・障がい児への福祉サービスの利用件数は年々増加傾向にあります。障がい者が利用するサービスでは生活介護や就労支援など、日中活動系のサービス利用の増加が目立ちます。

障がい児の通所サービスは平成 27 年度までは微増傾向にありましたが、平成 29 年度では著しく増えており、直近3年間で比較すると、およそ2倍に増加しています。

《障がい福祉サービスの利用状況》



※社会福祉課（各年度3月末現在）

### (4) 障がい者福祉の状況

本町では、障がいのある人もない人も、すべての人がふれあい、支え合いながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる社会の実現を目指して取り組んでいます。

障がい者の日常生活を支えるための福祉サービスの提供をはじめ、身体・療育・精神の障がいごとの相談支援体制に加え、平成 30 年度からは児童に関する相談にも対応できるよう、体制を整えました。

また、町内の障がい福祉サービス事業所と連携し、さわやかホールでの授産品販売などを通して、障がい者の自立を支援する取り組みを進めています。



障がい福祉サービス事業所で製作された授産品の一例

# 4. 子ども・子育て支援の状況

## (1) 児童人口の推移

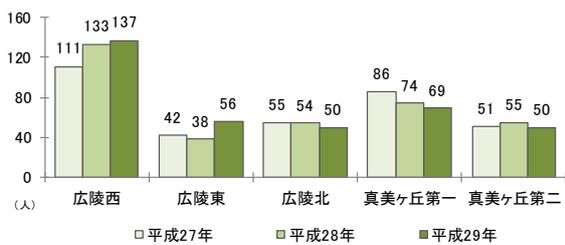
本町の児童人口(0~17歳)は平成26年の6,518人から減少傾向にあります。校別に児童数をみると、人口が増えている広陵西小学校区・広陵東小学校区では幼稚園児や小学校児童数も増加しています。中学校では、この2つの小学校区がある広陵中学校で増加しています。

《児童人口の推移》



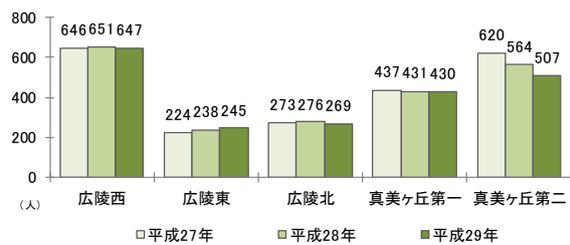
※住民基本台帳（各年9月末）

《幼稚園園児数の推移》



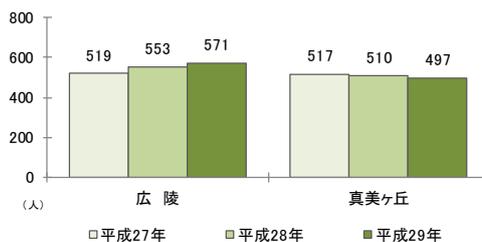
※学校基本調査（各年5月1日現在）

《小学校児童数の推移》



※学校基本調査（各年5月1日現在）

《中学校生徒数の推移》



※学校基本調査（各年5月1日現在）

## (2) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、平成24年をピークにおおむね微減傾向にあり、平成28年で264人となっています。

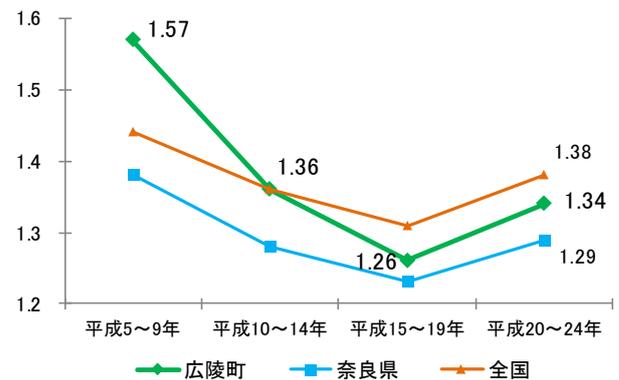
また、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成20～24年の平均合計特殊出生率で1.34と、国（1.38）を下回るものの、県（1.29）を上回っています。

《出生数の推移》



※人口動態統計

《合計特殊出生率の推移》

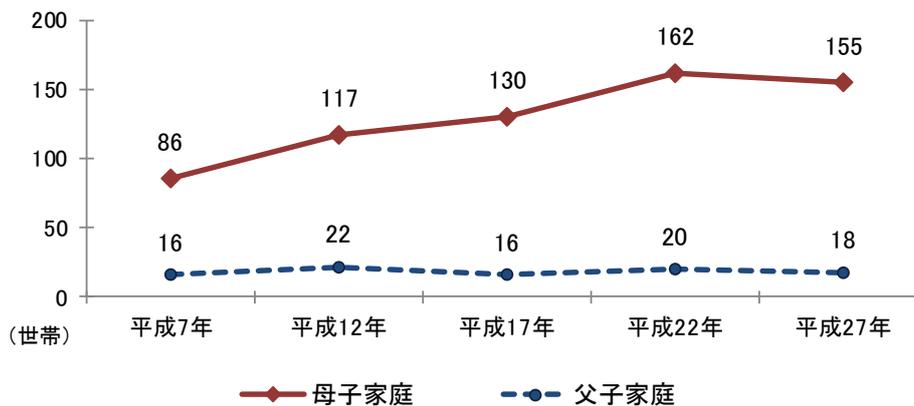


※人口動態統計特殊報告

## (3) ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭はおおむね増加傾向にありますが、父子家庭は20世帯前後で推移しています。

《ひとり親家庭の推移》



※国勢調査

#### (4) 子育て支援サービスの状況

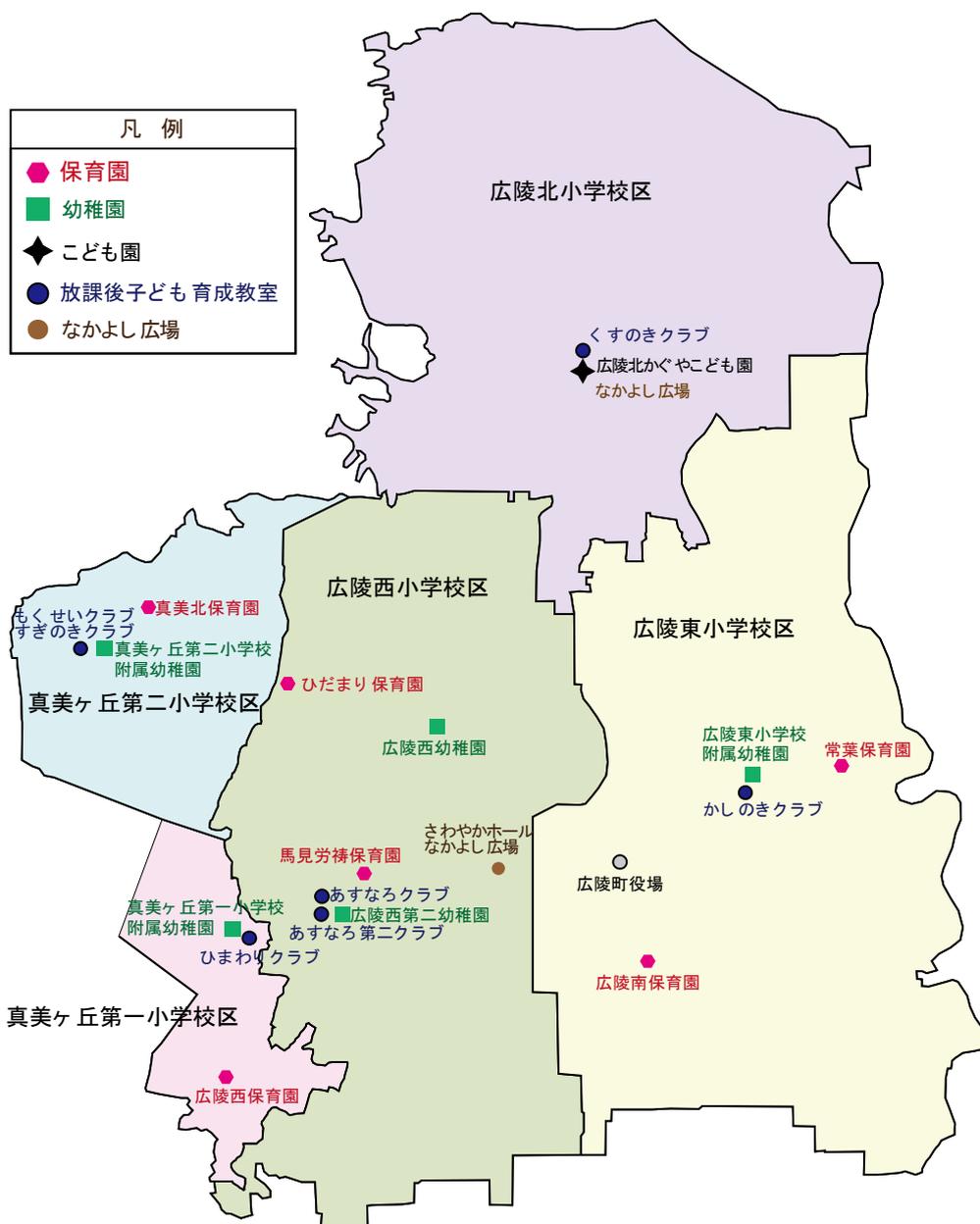
町内には6か所の保育所があり、そのすべてで生後6か月からの0歳児保育を実施しています。また、その内の2か所の保育所で一時保育を、1か所の保育所で病後児保育を実施しており、近隣の診療所と連携して病児保育も実施しています。

幼稚園は広陵北小学校区以外の小学校区に設置されており、広陵北小学校区には平成30年4月に認定こども園「広陵北かぐやこども園」が開園しました。

地域子育て支援拠点事業としては、広陵町で「なかよし広場」を開催するほか、香芝市と連携して「マミつどいの広場」を開催しています。

小学生に対しては、すべての小学校区で放課後子ども育成教室を実施しています。

#### 《子育て関連施設等の状況》

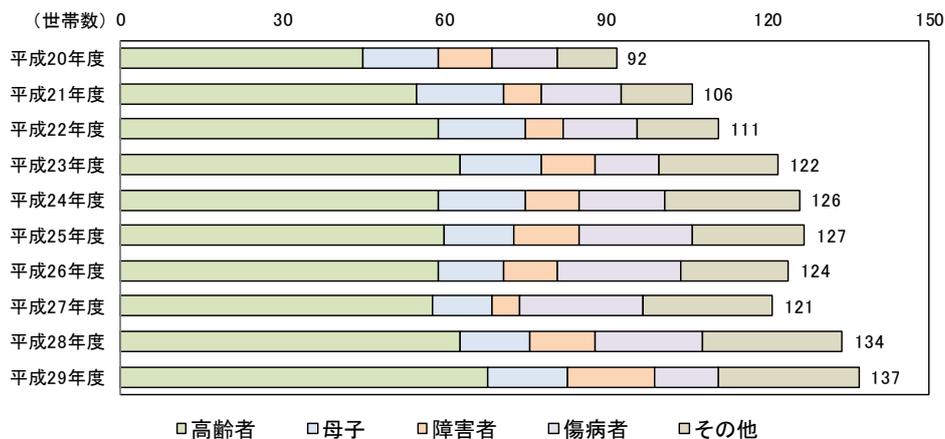


# 5. 生活困窮者の状況

## (1) 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は、平成 29 年度には 137 世帯と、10 年前の約 1.5 倍と増加しています。受給世帯の構成では高齢者世帯の割合が多く、次いで高齢者と障がい者などの複合世帯の割合が多くなっています。

《生活保護受給世帯数の推移》



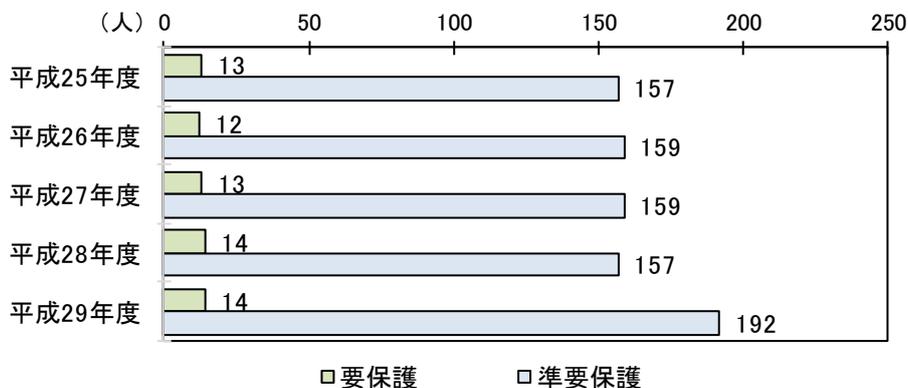
※社会福祉課（各年度 3 月末）

## (2) 要保護・準要保護児童・生徒数の推移

要保護とは経済的に困窮し保護が必要な世帯を、準要保護とは要保護に準ずる程度に困窮し、就学が困難な状況の世帯をいいます。

要保護・準要保護の児童・生徒数は、平成 28 年度まではほぼ横ばいでしたが、平成 29 年度には認定者が増加しています。

《要保護・準要保護児童数の推移》



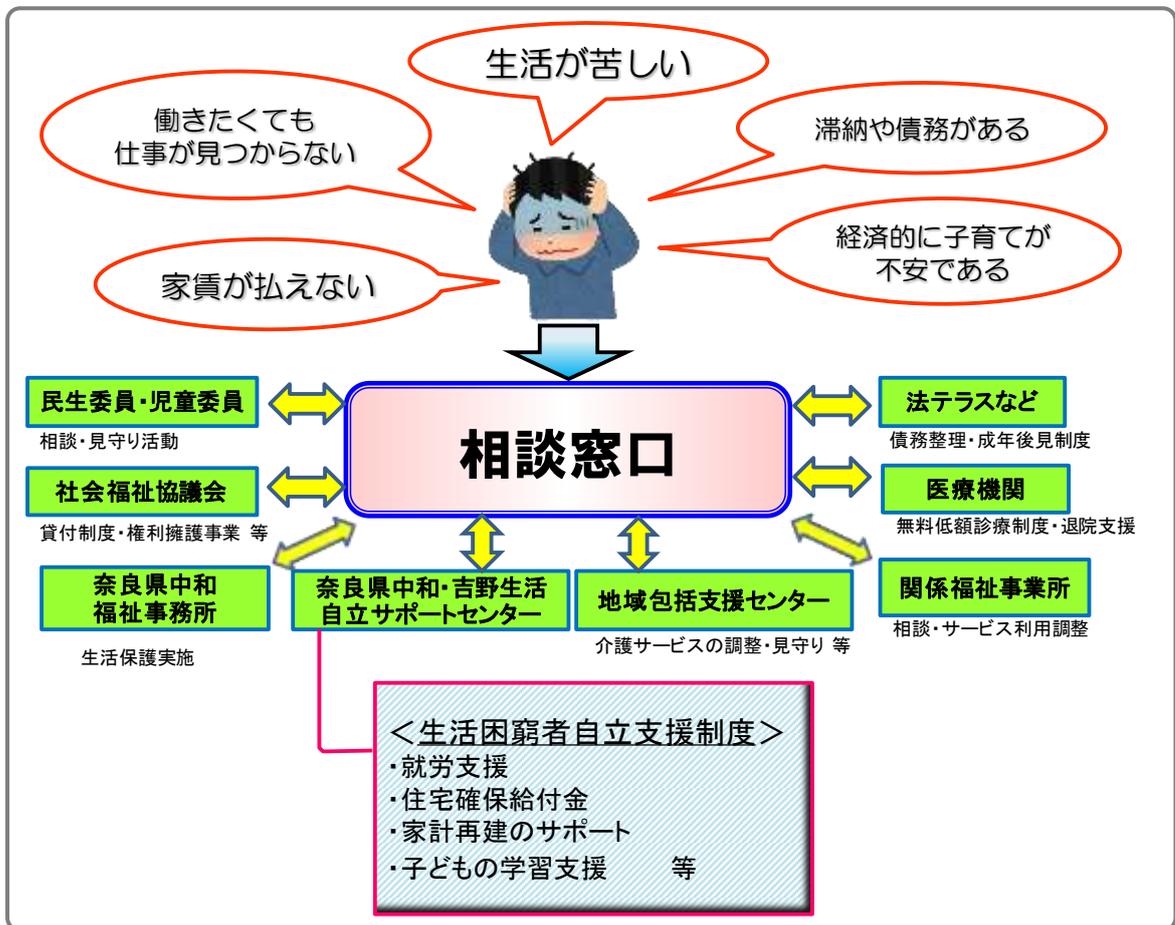
※教育委員会（各年度 3 月末）

### (3) 生活困窮者支援の状況

町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。生活保護受給者には単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員に日々の見守りなどの協力を求めています。

また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至らないまでも、働きたくても働けない、債務があるなどの理由で困窮している方からの相談に対しては、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターをはじめ、就労支援機関や法律相談窓口、医療機関など、必要な機関と連携して支援しています。

#### 《生活困窮者自立相談支援のイメージ》



## ～ データからみた広陵町 ～



全国的に人口減少が問題になっているけど、広陵町の人口は増えてるんだね。人口構成をみても全国や県より「若いまち」と言えるよね。

でもね、総人口は増えていても子どもの人口は年々減っているのよ。高齢者だけの世帯も増えているし…。



そういえば、世帯構成をみても全国や県に比べて広陵町は核家族化が進んでいるね。核家族では、若い世代が独立した後、高齢者だけの世帯になるっていうケースが多いんだよね。

そうなの。高齢者と言えば、要介護認定者の数は年々増えているし、障がいのある人の数も増えている…その他にも、何らかの支援を必要とする人は広陵町でも増えつつあるのよ。



核家族化が進む一方で支援を必要とする人が増えている…でも、その人たちには行政の福祉サービスがあるから大丈夫なんだよね？

福祉サービスだけでは対応できないこともたくさんあるのよ。特に最近は「8050 問題」(※) や、地域で孤立してごみ屋敷化するケース、孤独死なんかも問題になってるわよね。そんな、表面化しにくくて、行政だけでは解決できない「制度の狭間」にある困りごとが増えてきているの。



そうか…だから地域でのつながりや支え合いが必要なんだね！

そのとおり！行政のサービスはもちろん必要だけど、地域でのつながりを大切にしながら、周囲への関心や理解を深めて、孤立が生じない地域づくりが大切なのよ。



※「8050 問題」とは…ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養う状態。

## 6. その他 地域活動に関する状況

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。現在、各地域を担当する51人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は3人で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

### (2) 地域福祉委員

地域福祉委員は、広陵町社会福祉協議会から委嘱され、自治会や区内での福祉の問題・要望を把握し、民生委員・児童委員と連携しながら、助け合い活動を展開して、地域住民と共に「福祉のまちづくり」を広げていく地域福祉の推進役です。

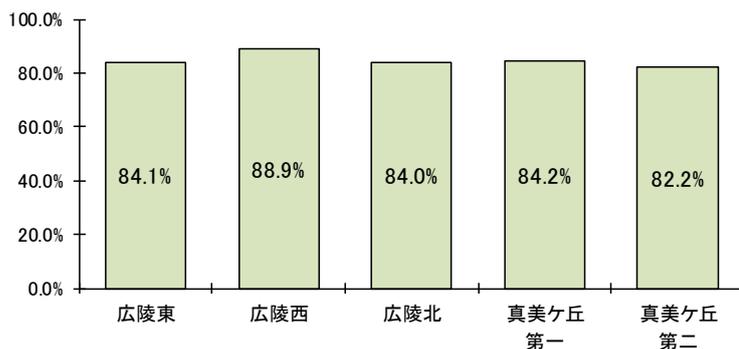
平成30年3月現在、16人の地域福祉委員が各地区で活動しています。

### (3) 区・自治会

区・自治会は生活に最も身近な住民組織です。広陵町には41の区及び自治会があり、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図るために組織しています。

近年は核家族化や価値観の多様化による自治会未加入世帯の増加や、役員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられますが、多くの区及び自治会では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

《小学校区別の自治会加入世帯割合》



※区長・自治会長アンケート調査（平成29年10月）

#### (4) 老人クラブ

老人クラブは、区及び自治会ごとに組織され、町内に 30 の単位老人クラブがあり、高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにするために活動しています。主な活動としては、趣味の会や高齢者の居場所づくりですが、近年では地域での交流を目的としたサロン活動を行うクラブもあります。

#### (5) 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談や人権の考えを広める活動をしています。広陵町では、現在、7 人の人権擁護委員が活動しています。

#### (6) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇し、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。広陵町では、現在、10 人の保護司が活動しています。

#### (7) 防災関係団体

##### ①消防団

広陵町の消防団は、平成 30 年 4 月 1 日現在で 4 分団、団員数 122 人で構成され、常備消防である奈良県広域消防組合と連携し、消火活動や防災・防火活動を行っています。

また、女性消防団も組織されており、防災・防火に関する啓発活動や消防署と連携し AED の使用方法などの救命に関する啓発も行っています。

##### ②自主防災組織

自主防災組織は、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚と連帯感に基づき、区・自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。広陵町では、現在、40 団体の自主防災組織が結成され、身近な地域の防災活動に取り組んでいます。

#### (8) その他の団体

他にも、PTA や婦人会、青少年健全育成協議会、NPO 法人やボランティア団体など、地域のために活動している団体はたくさんあります。

## かぐやちゃんの ひとり言



地域で活動している人って、こんなにたくさんいるのね。  
それぞれの組織は目的も違うし、活動内容も違うけど「地域住民のために！」って思いはみんな同じはず。なのに、これまでは各組織同士の連携って、あまり取れていなかったんだって。

例えば、いろんな組織が子どもの登下校時の見守り活動をしているけれど「この交差点は危険だから気をつけよう」という情報なんかも、各組織によって違ってたそうなの。

そんなあるとき「それぞれの組織活動を尊重しながら連携や協力をすれば、もっといいまちづくりができるんじゃないか？」って言い出した人がいたの。増え続ける高齢者の見守り活動なんかも、ひとつの組織だけでは対応しきれないけど、協力し合えば効果的なんじゃないか…って。

それからは、いろんな組織の代表者が集まって、よりよいまちづくりのためにどんな協力ができるかを話し合ってるんですって。

一部の区や自治会では、もう既に地域で助け合える仕組みをつくろう！と動き出しているところもあるみたい。

自主防災組織からボランティア活動に発展させているところもあれば、区長や自治会長を中心に、老人クラブ役員や地域住民が集まって、地域の中で困っていることは何か…その困りごとを解決するには誰の協力が必要で、どんな活動をすれば解決できるのか…という調査を始めている地域もあるんだって。



どの取り組みも、地域に暮らす人たち自身が「自分たちが暮らす地域をよりよくするために」って考えて行動を起こしているの。

こうした活動が少しずつ広まって、みんなで支え合えるまちになっていけばいいな。

普段は見守られる対象の子ども達が認知症高齢者の見守りをしたり、障がいのある人が地域の清掃活動に協力をしたり、お年寄りが若いお母さんの子育てを手伝ったり…誰もが誰かを支えられる社会って、とてもすごく素敵だと思わない？



# 7. アンケート調査結果の概要

## (1) 実施概況

### ①調査目的

広陵町地域福祉計画（自殺対策計画を含む）・地域福祉活動計画の策定にあたって、住民の「地域福祉」についての考えや地域活動への参加状況、今後の施策などを把握し、計画づくりの基礎資料を得るためにアンケート調査を実施しました。

### ②調査対象及び調査方法

調査対象	町内に居住する 18 歳以上の住民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査期間	平成 30 年 7 月～8 月

### ③配布数及び回収結果

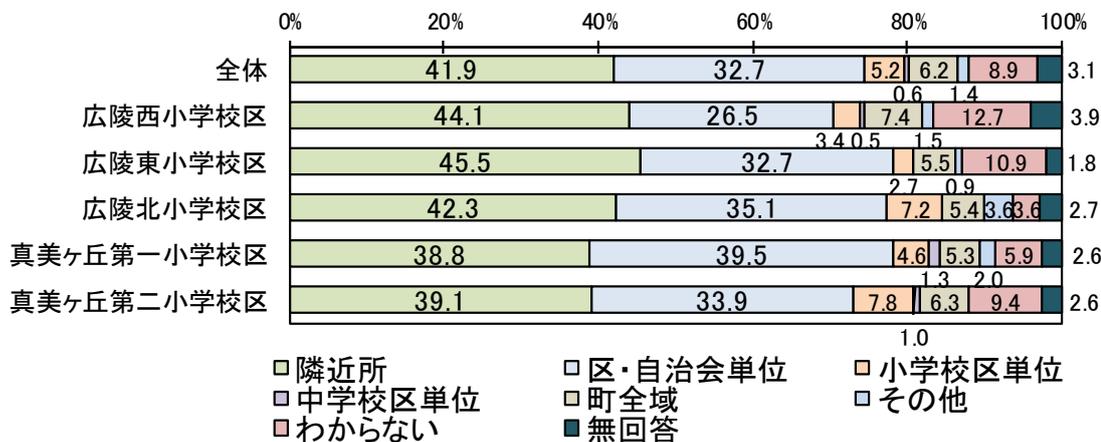
配布数	2,000 票
有効回収数	776 票
回収率	38.8%

## (2) 結果の概要

### ■地域とのかかわりについて

#### ①助け合える地域の範囲

■「隣近所」が 41.9%を占め最も多く、次いで「区・自治会単位」が 32.7%で続きます。  
 ■居住地区別でも、「隣近所」及び「区・自治会単位」が上位を占めます。



## ②ご近所との関係

■「立ち話をする程度の人がいる」が30.0%で最も多く、次いで「困ったときに助け合う親しい人がある」が25.0%、「会えばあいさつをする程度の人がある」が24.9%となっています。

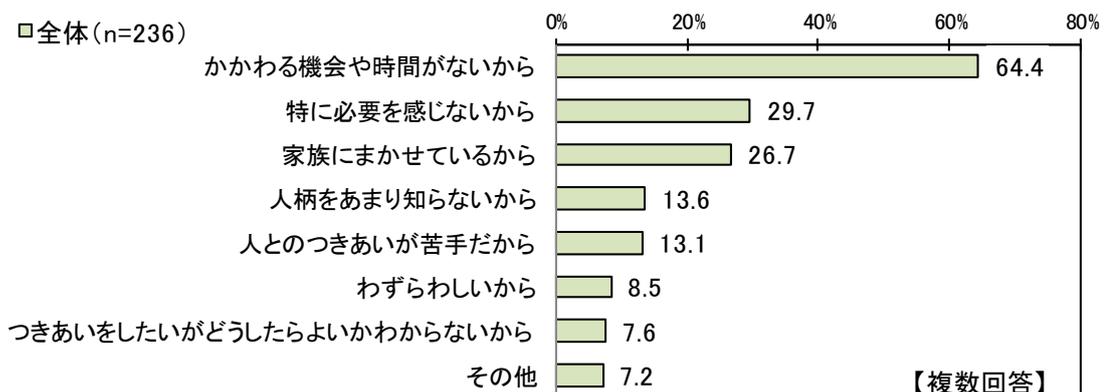
■居住地区別では、広陵東小学校区、広陵北小学校区で「困ったときに助け合う親しい人がある」という回答が多い傾向がみられます。



- 困ったときに助け合う親しい人がある
- 立ち話をする程度の人がある
- ほとんど近所づきあいはない
- お互いに訪問し合う人がある
- 会えばあいさつをする程度の人がある
- 無回答

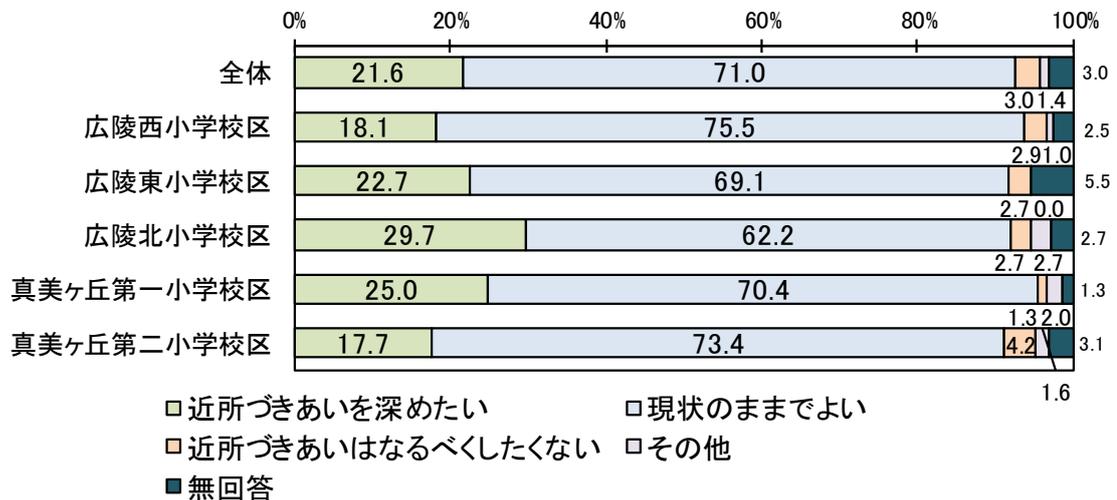
## ③つきあいがない理由

■つきあいがない理由として、「かかわる機会や時間がないから」が第1位となっています。



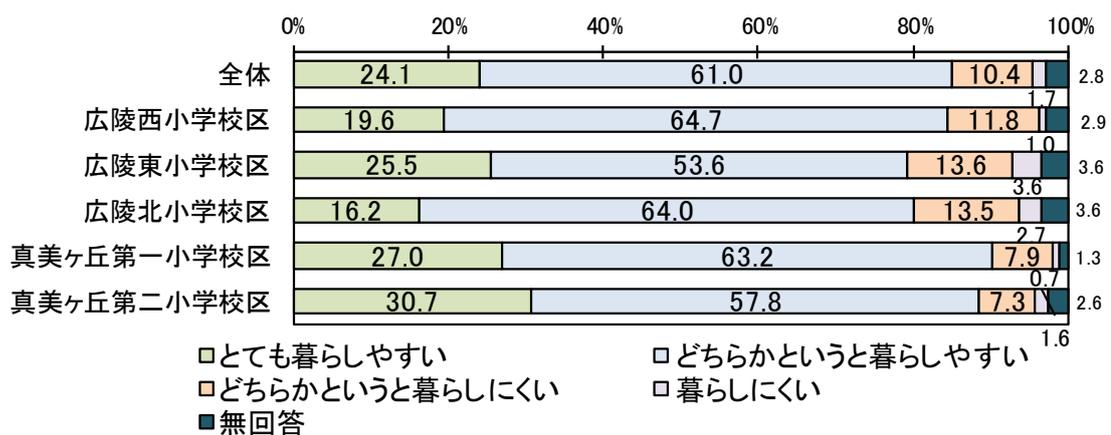
#### ④今後の近所づきあい

■「現状のままでよい」が71.0%、「近所づきあいを深めたい」が21.6%となっています。  
 ■居住地区別では、広陵北小学校区で「近所づきあいを深めたい」が比較的多くなっています。



#### ⑤地域の暮らしやすさ

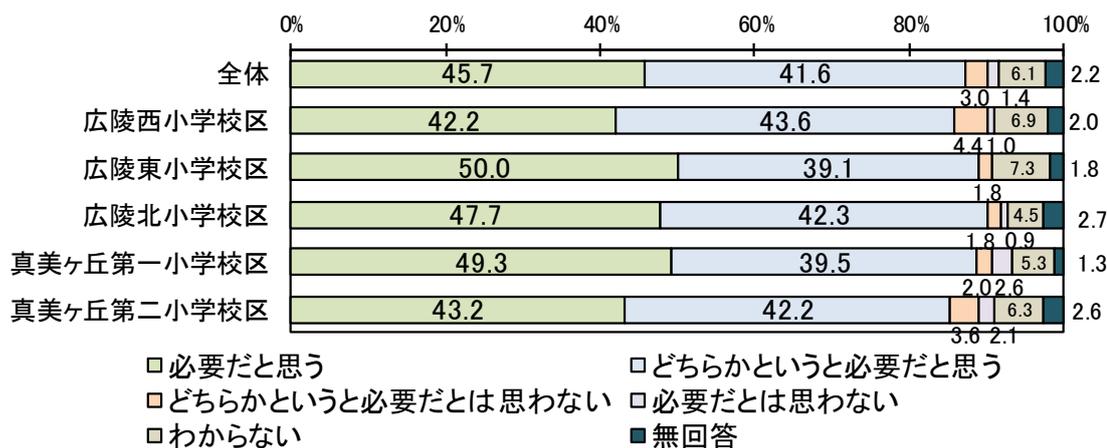
■「どちらかという暮らしやすい」が61.0%となり、これに「とても暮らしやすい」をあわせた『暮らしやすい』が8割以上を占めています。  
 ■居住地区別で『暮らしやすい』割合をみると、真美ヶ丘第一小学校区（90.2%）真美ヶ丘第二小学校区（88.5%）で比較的多くなっています。



## ■地域福祉・ボランティアについて

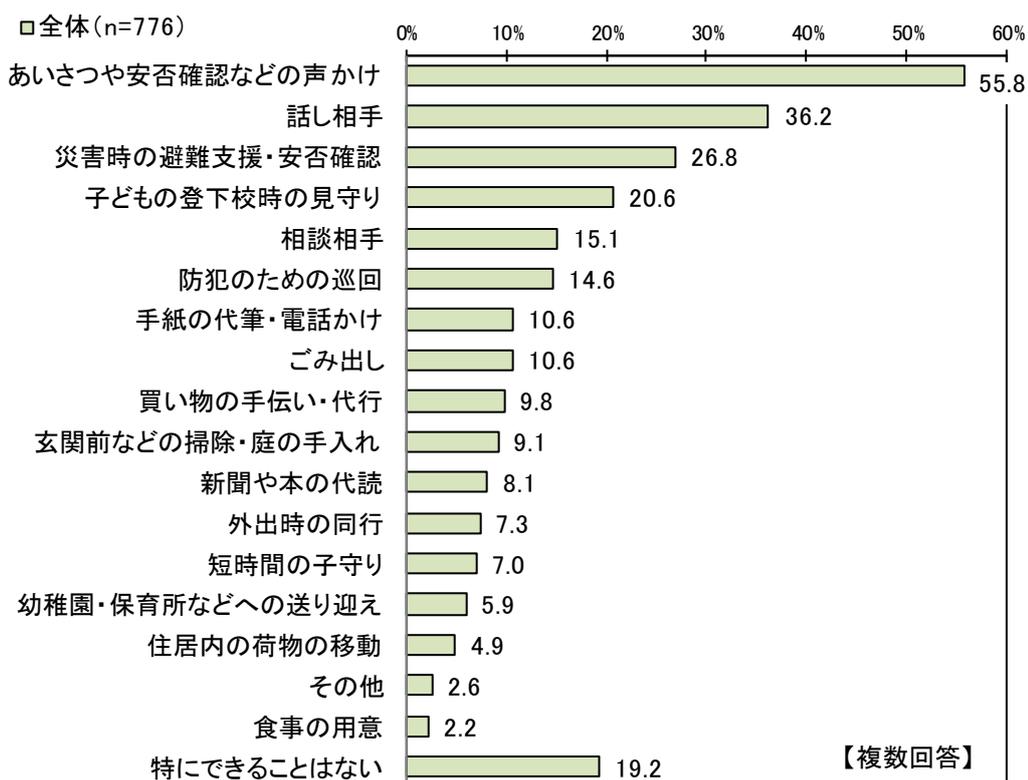
### ①支え合い、助け合いの必要性

- 「必要だと思う」が45.7%となり、これに「どちらかという必要だと思う」をあわせた『必要』が約9割を占めています。
- 居住地区別でも、すべての地区で『必要』が多数を占めています。



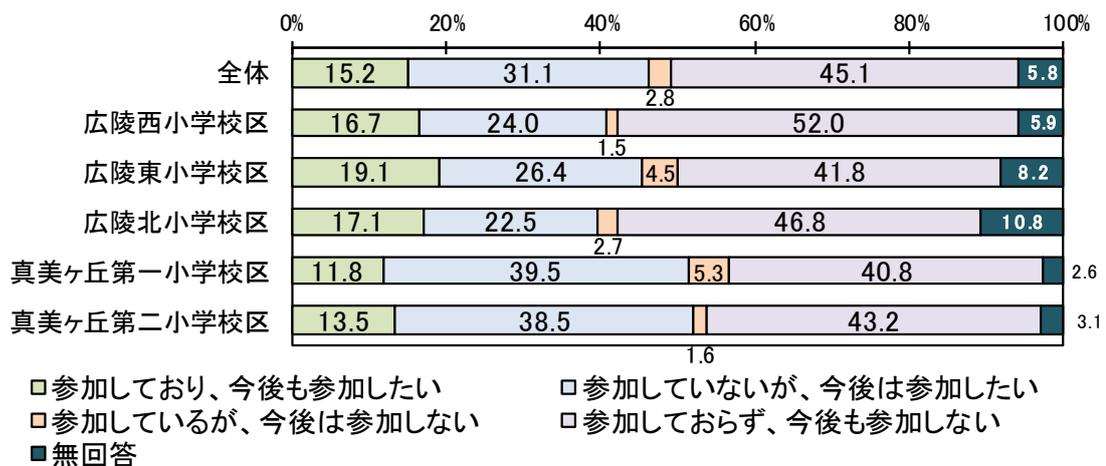
### ②近所で支援や協力できること

- 「あいさつや安否確認などの声かけ」が第1位にあげられ、次いで「話し相手」、「災害時の避難支援・安否確認」が続き、以下、「子どもの登下校時の見守り」、「相談相手」、「防犯のための巡回」などの順となっています。



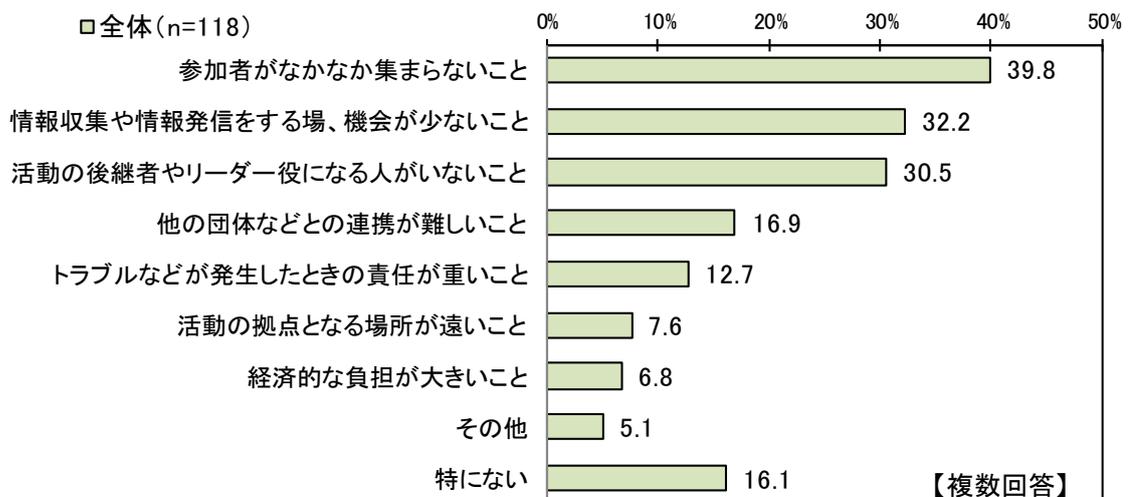
### ③ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向

- 現在の参加状況については、「参加しており、今後も参加したい」と「参加しているが、今後は参加しない」をあわせた『参加している』が18.0%となっています。
- 今後の参加意向については、「参加しており、今後も参加したい」と「参加していないが、今後は参加したい」をあわせた『参加したい』が46.3%で、現在『参加している』割合の約2.6倍となっています。
- 居住地区別で『参加したい』割合をみると、真美ヶ丘第二小学校区（52.0%）真美ヶ丘第一小学校区（51.3%）で比較的多くなっています。



### ④改善が必要なこと

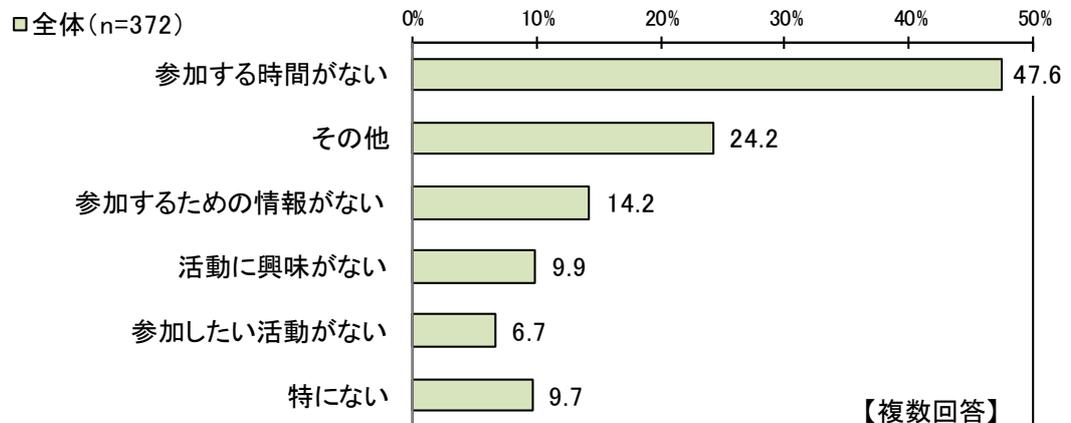
- 「参加者がなかなか集まらないこと」が第1位にあげられ、次いで「情報収集や情報発信をする場、機会が少ないこと」、「活動の後継者やリーダー役になる人がいないこと」などの順となっています。なお、「特にない」は16.1%でした。



※③ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向で「参加しており、今後も参加したい」を選択した方のみ回答。

### ⑤参加しない理由

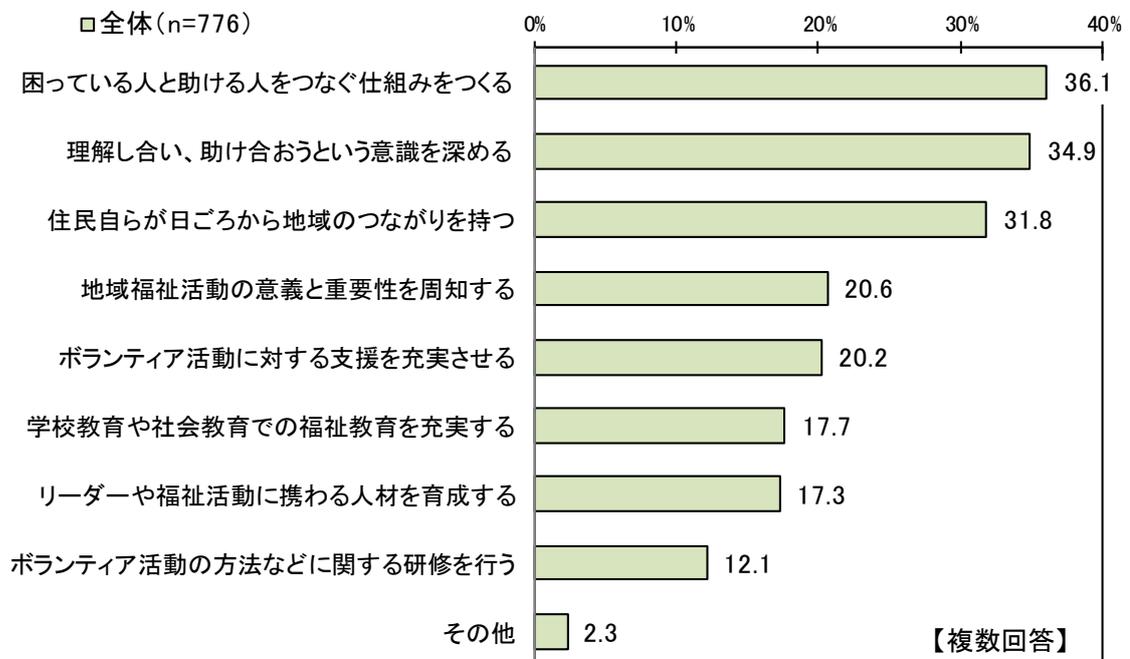
■「参加する時間がない」が他を大きく引き離して第1位となっています。



※③ボランティア、地域活動等への参加状況・参加意向で「参加しているが、今後は参加しない」または「参加しておらず、今後も参加しない」を選択した方のみ回答。

### ⑥福祉ボランティア普及に必要なこと

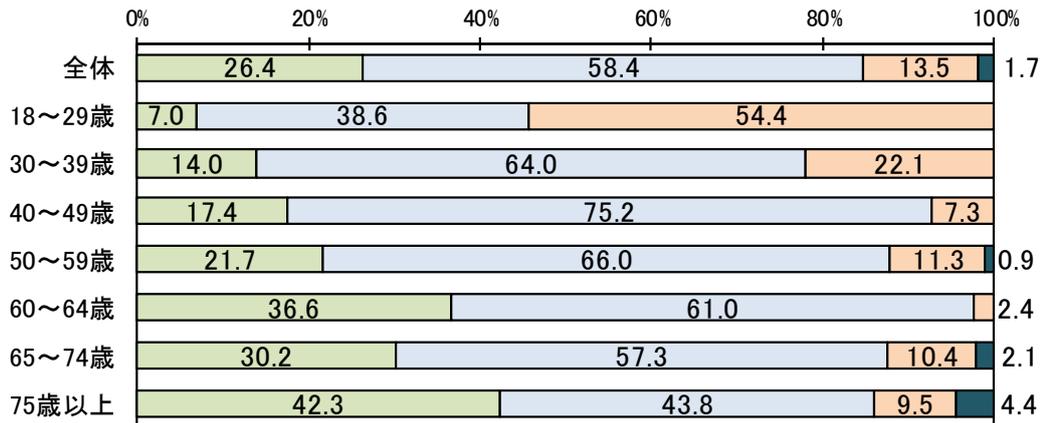
■「困っている人と助ける人をつなぐ仕組みをつくる」が最も多く、次いで「理解し合い、助け合おうという意識を深める」、「住民自らが日ごろから地域のつながりを持つ」などの順となっています。



## ■地域福祉に関する活動、団体について

### ①民生委員・児童委員の認知度

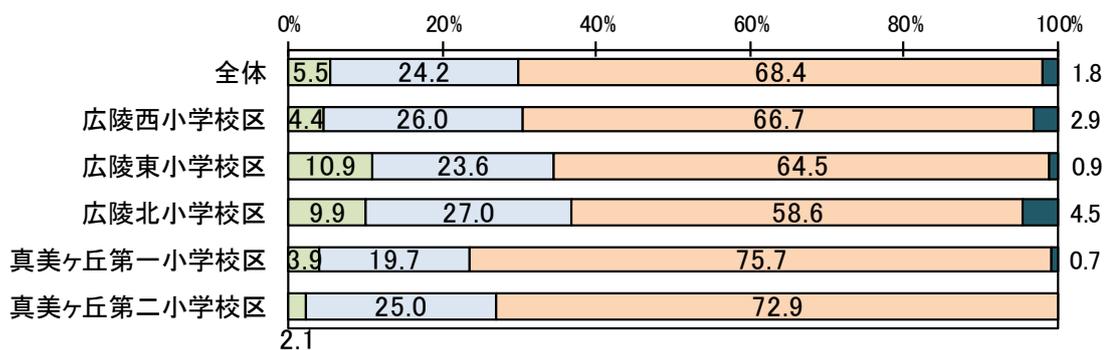
■「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が58.4%になります。  
 ■居住地区別でも、すべての地区で「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が多数を占めています。



- 名前も活動内容もよく知っている
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない
- 名前も活動内容もよく知らない
- 無回答

### ②地域福祉委員の認知度

■「名前も活動内容もよく知らない」が68.4%になります。  
 ■居住地区別でも、すべての地区で「名前も活動内容もよく知らない」が多数を占めています。



- 名前も活動内容もよく知っている
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない
- 名前も活動内容もよく知らない
- 無回答

### ③ふれあい・いきいきサロンの認知度

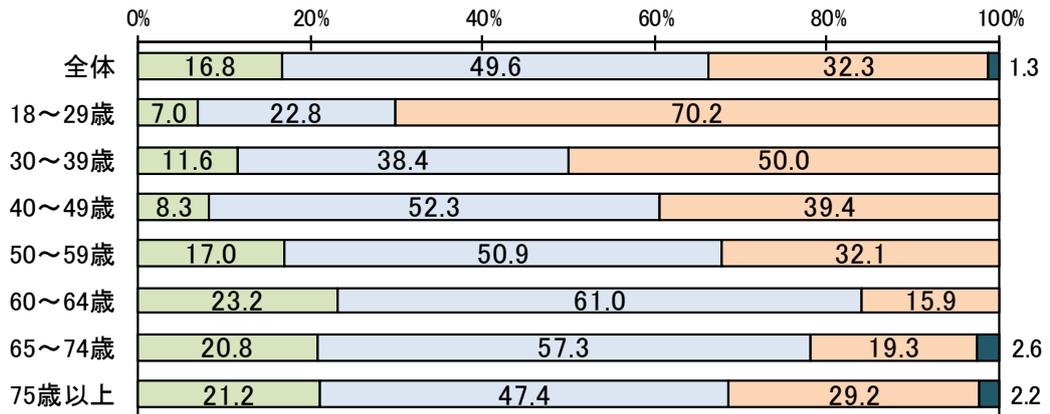
- 「名前も活動内容もよく知らない」が57.0%となっています。
- 居住地区別でみると、広陵北小学校区、広陵西小学校区、真美ヶ丘第二小学校区で「名前も活動内容もよく知らない」が比較的多くなっています。



- 参加したことがある
- 名前も活動内容もよく知っているが、参加したことはない
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない
- 名前も活動内容もよく知らない
- 無回答

### ④社会福祉協議会の認知度

- 「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が49.6%となっています。
- 年齢別でみると、40歳未満の層では「名前も活動もよく知らない」が多数を占めています。

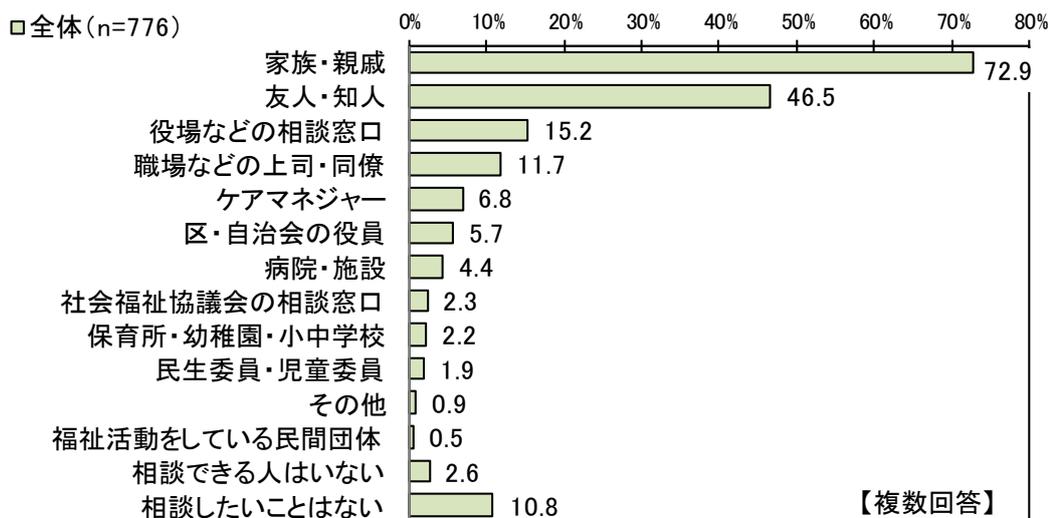


- 名前も活動内容もよく知っている
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない
- 名前も活動内容もよく知らない
- 無回答

## ■相談相手や相談窓口について

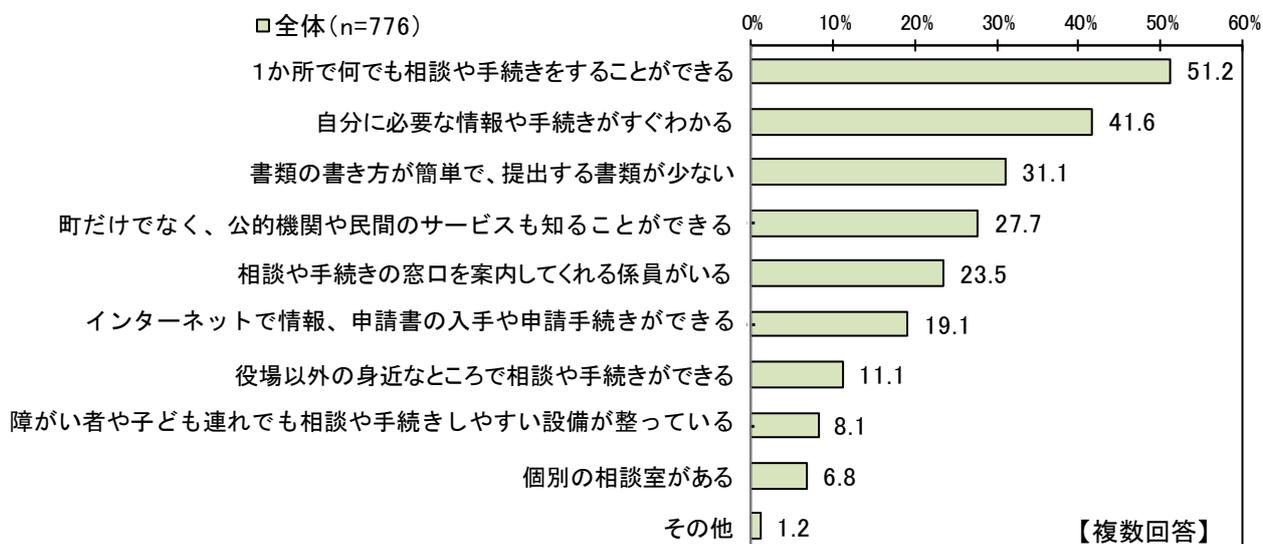
### ①相談相手について

- 「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」が続き、以下、「役場などの相談窓口」、「職場などの上司・同僚」、「ケアマネジャー」などの順となっています。
- 年齢別の30～39歳では「保育所・幼稚園・小中学校」（11.6%）、60～64歳では「役場などの相談窓口」（22.0%）、75歳以上では「ケアマネジャー」（19.7%）と回答する割合が比較的多くなっています。



### ②希望する窓口

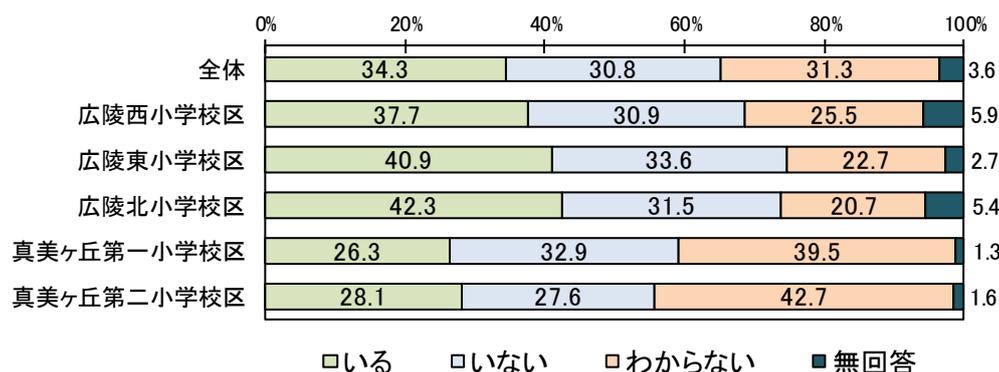
- 「1か所で何でも相談や手続きをすることができる」が第1位となっており、次いで「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」、「町だけでなく、公的機関や民間のサービスも知ることができる」などの順となっています。



## ■災害時の助け合いについて

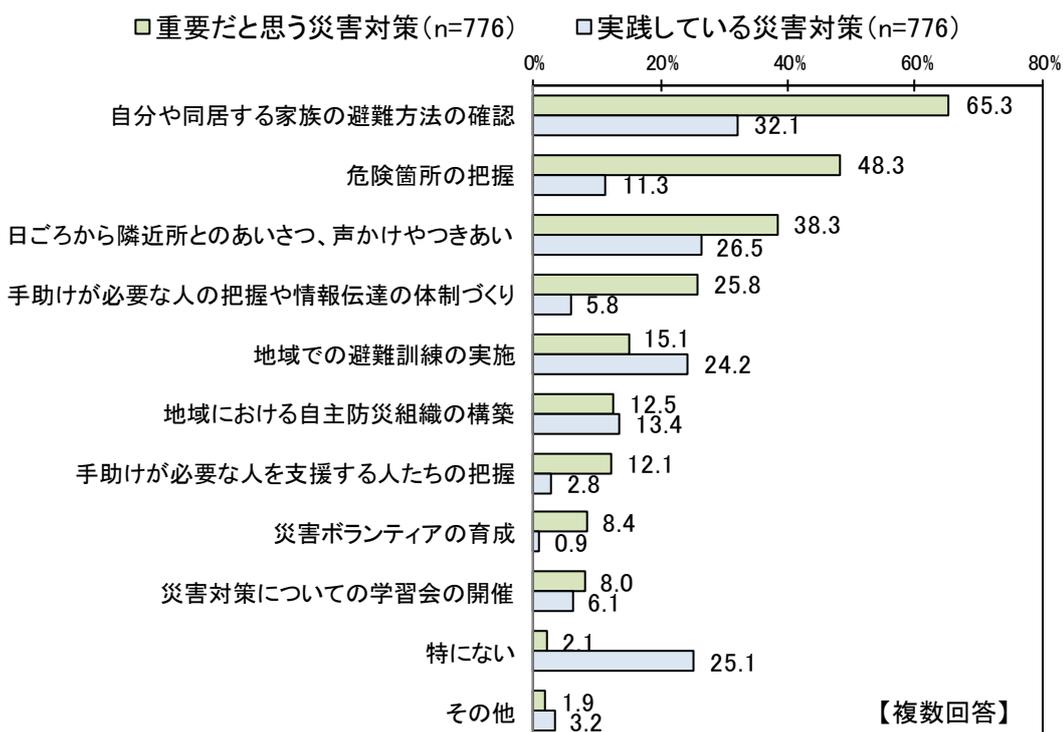
### ①身近な要配慮者の認識

- 「いる」が34.3%、「わからない」が31.3%、「いない」が30.3%となっています。
- 居住地区別でみると、広陵西小学校区、広陵東小学校区、広陵北小学校区では「いる」が最も多くなっていますが、真美ヶ丘第一小学校区、真美ヶ丘第二小学校区では「わからない」が最も多くなっています。



### ②地域での災害への備え

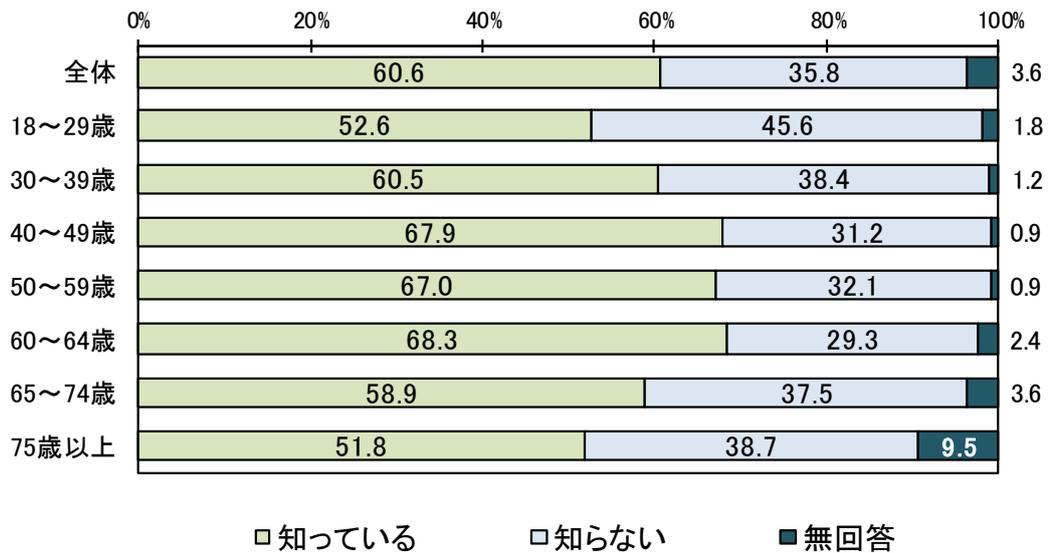
- 地域で重要だと思う災害対策は「自分や同居する家族の避難方法の確認」が最も多く、次いで「危険箇所の把握」、「日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が続きます。
- 地域で実践している災害対策は「自分や同居する家族の避難方法の確認」、次いで「日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が続き、「特にない」が25.1%となっています。



## ■虐待等の対応について

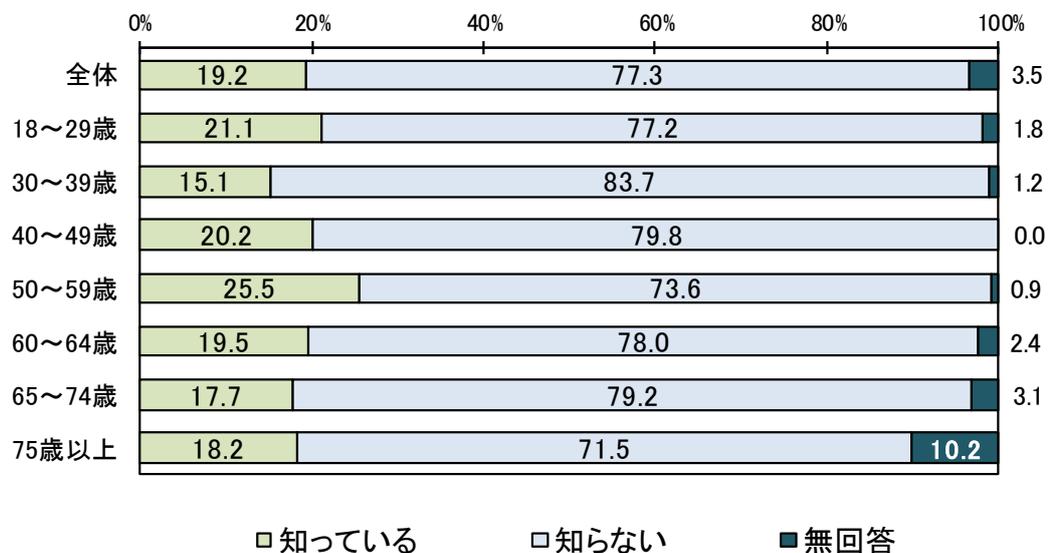
### ①虐待通報義務の認知度

- 虐待通報義務について「知っている」が60.6%となっています。
- 年齢別でみると、18～29歳、75歳以上でやや認知度が低くなっています。



### ②児童相談所全国共通ダイヤルの認知度

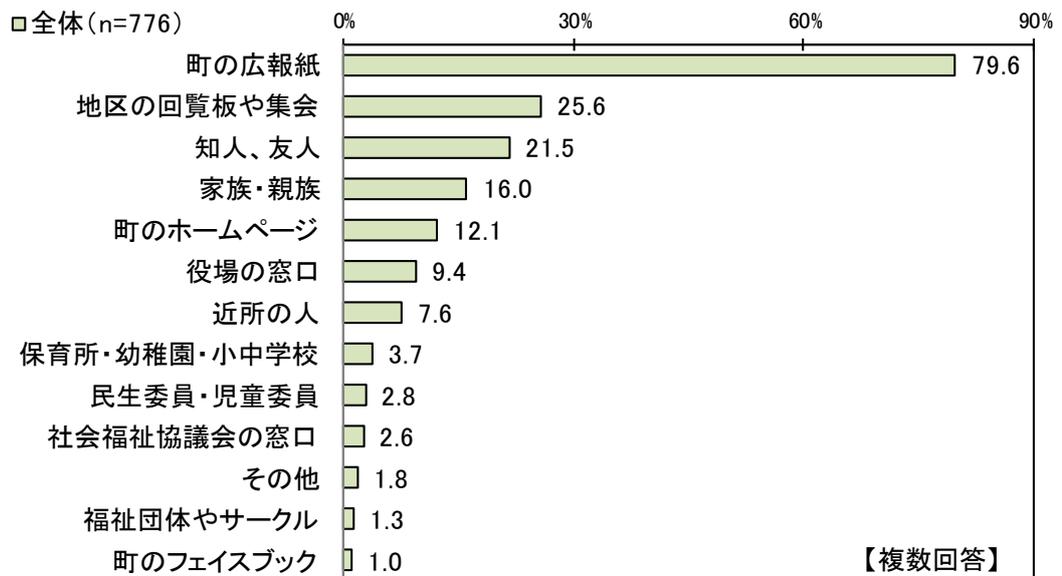
- 児童相談所全国共通ダイヤル（189）については「知らない」が77.3%となっています。
- 年齢別でも、すべての層で「知らない」が多数を占めています。



## ■これからの福祉に必要なことについて

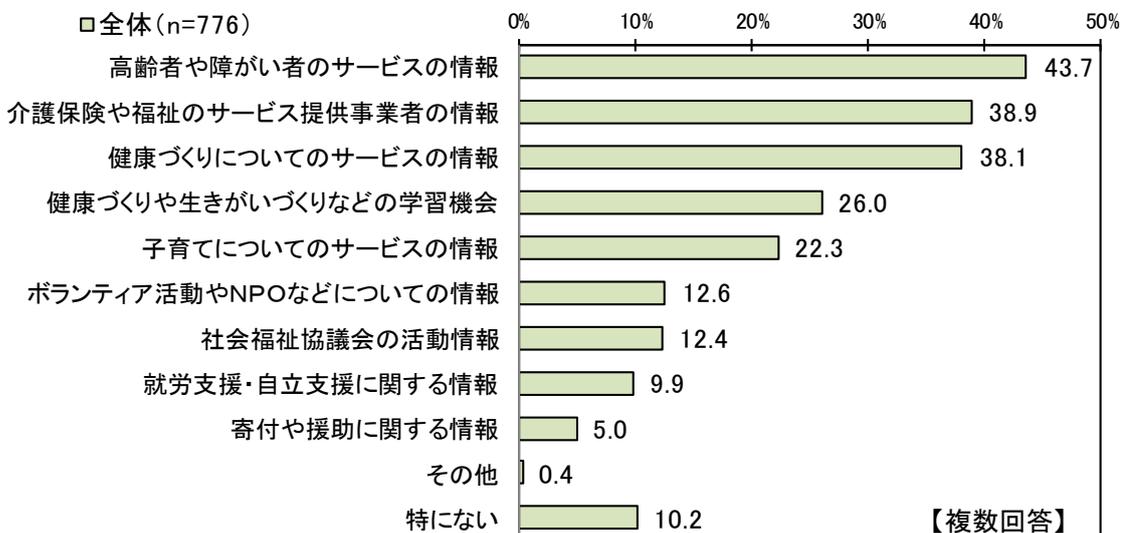
### ①福祉サービス情報の入手方法

■「町の広報紙」が他を大きく引き離して第1位となっており、次いで「地区の回覧板や集会」が続きます。



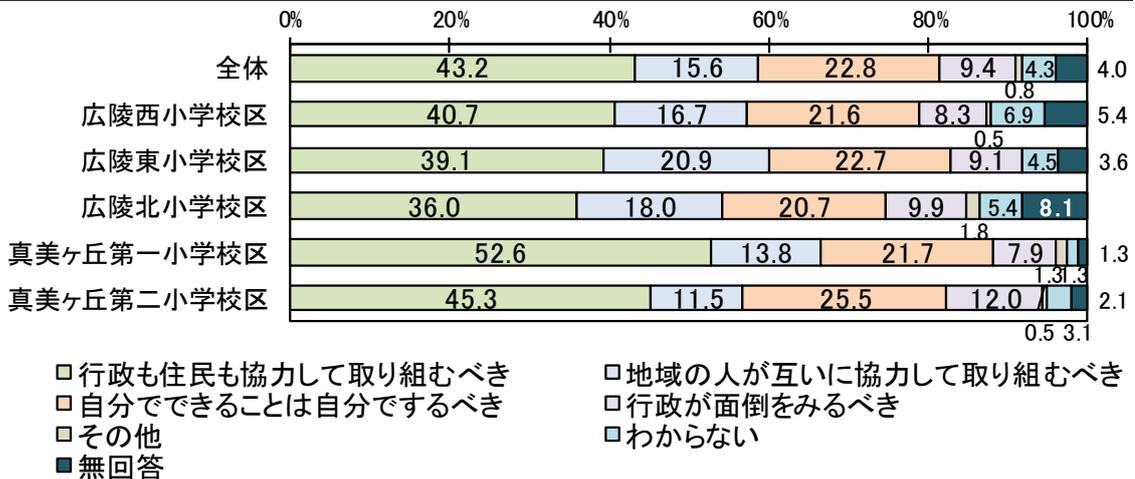
### ②知りたい福祉情報

■「高齢者や障がい者のサービスの情報」が第1位となっており、次いで「介護保険や福祉のサービス提供事業者の情報」、「健康づくりについてのサービスの情報」、「健康づくりや生きがいづくりなどの学習機会」、「子育てについてのサービスの情報」などが続きます。



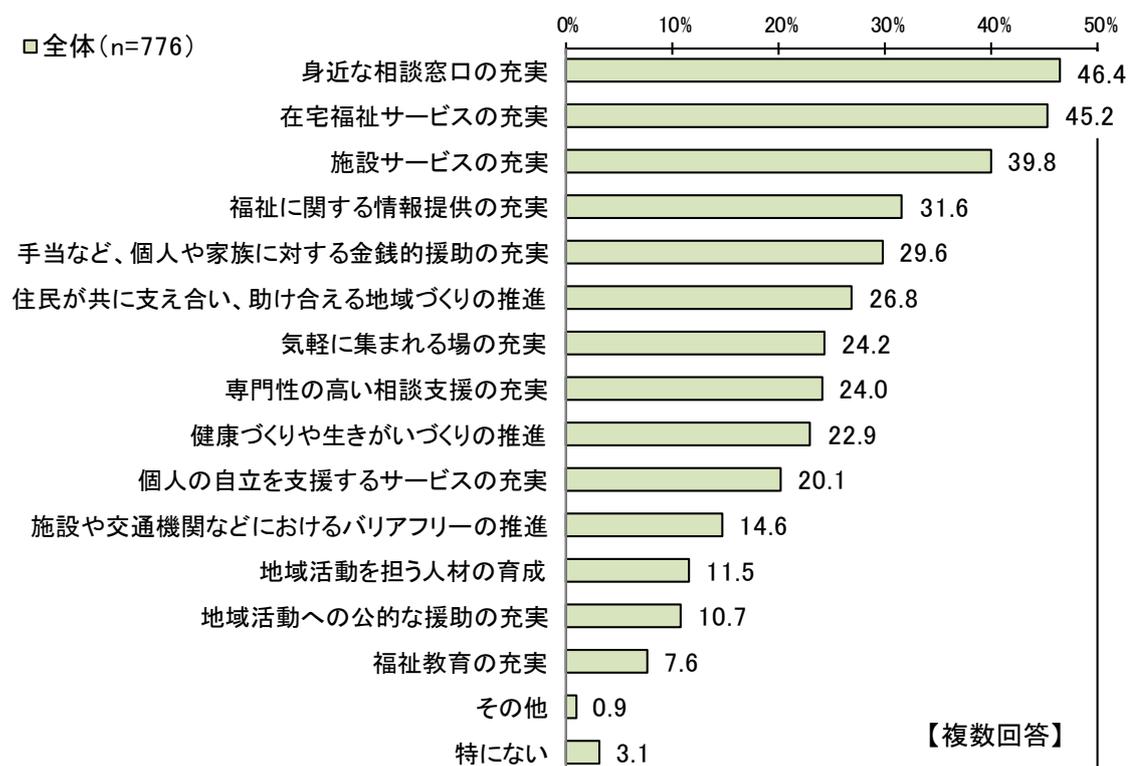
### ③地域福祉を担う主体について

- 「行政も住民も協力して取り組むべき」が43.2%で最も多く、次いで「自分でできることは自分ですべき」が22.8%となっています。
- 居住地区別でも、すべての地区で「行政も住民も協力して取り組むべき」が最も多くなっています。



### ④地域福祉で重要な取り組み

- 「身近な相談窓口の充実」が第1位にあげられ、次いで「在宅福祉サービスの充実」、「施設サービスの充実」、「福祉に関する情報提供の充実」などが続きます。
- 属性別でも、おおむね全体と同様の項目が上位にあげられていますが、年齢別の18～29歳では「気軽に集まれる場の充実」(35.1%)、30～39歳、40～49歳では「手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実」が第1位にあげられています。



### (3) アンケート結果からみえる町の課題と今後の取り組み

#### その1 地域での支え合い・ボランティア活動について



#### アンケート調査結果

- 地域での支え合いや助け合いが「必要」と答えた人は87.3%となっていますが、実際にボランティア活動に「参加している」人は18%にとどまります。
- 今後、ボランティア活動に「参加したい」と思っている人は、現在「参加している」人の約2.6倍の46.3%となっています。
- ボランティア活動に「参加しない」理由で最も多いのは「参加する時間がない」ですが、次いで「活動するための情報がない」「参加したい活動がない」という理由が多くなっています。
- 社会福祉協議会の「活動内容」について、「知らない」と答えた人は約80%にのぼり、40歳未満では、ほとんどの人が「名前」も「活動内容」も「知らない」と回答しています。

#### 調査結果からみえる課題

- 多くの人が、地域において自主的な支え合いや助け合いが「必要」だと考えているものの、実際にボランティア活動に「参加している」人は20%にとどまります。今後、ボランティア活動に「参加したい」と考えている人も多くいますが、活動するための時間や情報等が不足していることから、積極的な「参加」に至っていないと考えられます。
- ボランティア参加の意向がある人を活動に結びつけるためには、参加しやすい環境の整備や情報提供の充実を図ることが重要ですが、ボランティア活動支援の中心である社会福祉協議会の認知度が低くなっています。困っている人と助ける人をつなぐ「ボランティアセンター」の機能を強化するとともに、社会福祉協議会の取り組みやボランティア活動の事例など、積極的な情報提供が必要です。

地域での支え合いや助け合いが「必要」だと感じている人が多いのに、活動に結びついていないのは「仕組み」ができていないから？ それなら…

地域で支え合う仕組みをつくりましょう！

## その2 暮らしの困りごとや安全・安心について



### アンケート調査結果

- 困りごとの相談先で最も多い回答は「家族・親戚」ですが、30～39歳では「保育園・幼稚園・小中学校」、60歳以上では「役場などの相談窓口」、75歳以上になると「ケアマネジャー」と回答する割合が多くなっています。また、すべての年代から「1か所で何でも相談や手続きをすることができる窓口」が望まれています。
- 身近に要配慮者がいるかという問いに「わからない」と答えた人が31.3%となっています。
- 重要だと思う災害対策と、実践している災害対策では、どちらも「自分や家族の避難方法の確認」が多くなっています。「手助けが必要な人の把握や情報伝達の体制づくり」は25.8%が重要だと考えていますが、実践は5.8%となっています。
- 福祉サービスの情報は、ほとんどの人が「町の広報紙」から得ていると答えており、次いで「地区の回覧板や集会」や「知人、友人」が多くなっています。
- 虐待を発見したときに通報する義務があることを、多くの人が「知っている」と回答していますが、児童虐待を発見した場合に通報する「児童相談所全国共通ダイヤル（189）」については80%近くの人が知らないと答えています。

### 調査結果からみえる課題

- 困りごとの相談先は、家族以外では、それぞれの世代の生活環境に応じた相手に相談する傾向がみられます。どの世代でも1か所で相談や手続きができる窓口が求められており、より相談しやすい窓口環境を整備する必要があります。
- 災害に対しては、「手助けが必要な人の把握や情報伝達の体制づくり」や「手助けが必要な人を支援する人たちの把握」が重要な災害対策だと思っていますが、多くの人が手助けが必要な人の把握ができていません。個人情報を守りつつ、必要な情報の共有ができる仕組みづくりが重要です。
- 虐待など、災害以外の緊急時に対応するためには、日ごろからの地域での見守り体制を整えることに加え、必要な情報提供や具体的な対応策などに関する知識修得も必要です。

困った時に相談する相手がいなかったり、災害や緊急時に助け合えるかが心配  
それなら…

みんなが安心して暮らせる仕組みをつくりましょう！

### その3 居場所づくり・健康づくりについて



#### アンケート調査結果

- 近所との関係は、若い年齢層ほど「あいさつをする程度」が多く、18～39 歳では約半数となっています。また、全体の70%以上の人たちが、今後も「現状のままでよい」と考えています。
- 重要だと思う地域福祉の取り組みについては、18～29 歳で最も多い回答が「気軽に集まれる場の充実」となっています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」の認知度は低く、80%以上の人々が「活動内容を知らない」と回答しています。
- 知りたい福祉情報については、高齢者や障がいのある人へのサービスや子育てについてのサービスなど、世代による関心の違いがうかがえますが、全世代に共通して「健康づくりについてのサービスの情報」や「健康づくりや生きがいづくりなどの学習機会」への関心が高くなっています。

#### 調査結果からみえる課題

- 近所づきあいの希薄化がうかがえる一方で、若い世代は「気軽に集うことができる居場所」を求めており、幼児や高齢者など、参加者の年代を特定しない「居場所」が必要とされています。
- 健康づくりや生きがいづくりは、すべての世代から強い関心が寄せられているものの、認知度からみて「ふれあい・いきいきサロン」の利用者は少ないと考えられます。サロン活動の周知とともに、幅広い世代が利用できる仕組みを整える必要があります。

地域で交流したくても、どうすればいいのかわからない  
年をとっても、障がいがあっても、できることはもっといっぱいあるはず  
それなら…

誰もがいきいきと暮らせる仕組みをつくりましょう！

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

広陵町は、古墳や歴史的文化財が残る自然豊かな面と、大阪都市圏のベッドタウンという面を併せ持った「ほどよく都会・ほどよく田舎」なまちです。

本計画の策定にあたって実施したアンケートでも 85%以上の方が「暮らしやすい」と答えているように、多くの自治体で人口が減少傾向にある中、本町の人口は増加傾向にあります。しかし、このような発展の一方で、昔ながらの近所づきあいが少なくなり、従来のコミュニティが様変わりしつつあります。

近年、生活課題は複雑・多様化しており、問題を解決するためには行政による福祉サービスだけではなく、住民と地域、福祉団体などが連携し、「支え合い」の輪を広げることが求められています。

支え合いの輪を広げることが、地域の活力を高めていくことにもつながります。

本町の最上位計画である第4次広陵町総合計画において「みなさんと共に『いい町』づくり！ 元気な広陵」を将来像に掲げているとおり、行政だけで福祉を考えるのではなく、住民、地域、広陵町社会福祉協議会をはじめとする各種団体等、みんなが役割を分担した地域福祉体制をつくりあげ、住み慣れた地域で、すべての住民がいつまでもいきいきと暮らすことができる「広陵町」を築くことを目指します。

#### 基本理念

**みんなで築く  
共に支え合うまち 広陵**

## 2. 基本目標

基本理念「みんなで築く 共に支え合うまち 広陵」の実現を目指し、地域福祉を推進するための「仕組みづくり」として、次の基本目標と主要施策を設定します。

なお、「基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる」については広陵町自殺対策計画と位置付けます。

### 基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる

支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である広陵町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みをつくっていきます。

#### 主要施策

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3) 支え合い・見守り体制の充実
- (4) 福祉活動への支援と連携強化
- (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化



## 基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、人権擁護の推進、安全な移動手段や生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みをつくっていきます。

### 主要施策

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 災害時の連携の強化
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が必要な人への対応
- (7) 安全な移動手段・生活の確保



## 基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

### 主要施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいづくり
- (3) 健康づくり・介護予防



## 基本目標4 いのちを支える仕組みをつくる（自殺対策計画）

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、「生きることの阻害要因」を減らすことに加えて、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させることが重要です。「生きる支援」を地域一体となって取り組み、いのちを支える仕組みをつくっていきます。

### 主要施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育



## 3. 施策の体系

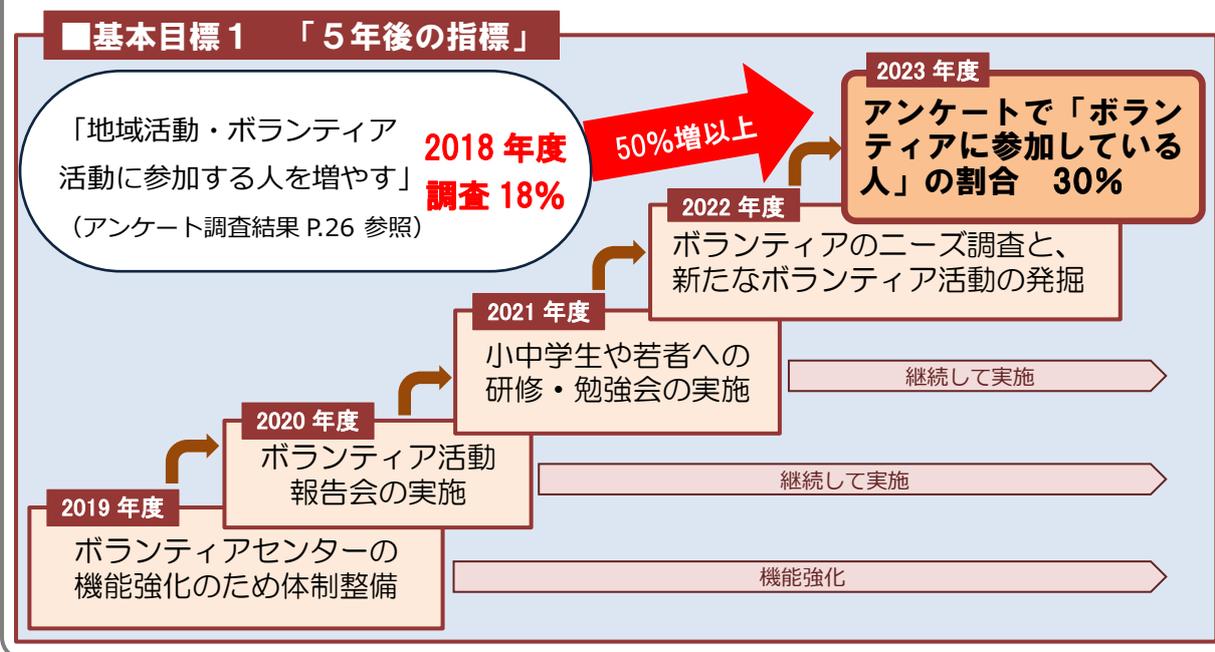
	基本目標	主要施策
<b>基本理念</b> みんなで築く 共に支え合うまち 広陵	<b>基本目標1</b> 地域で支え合う 仕組みをつくる	(1) 地域福祉意識の高揚 (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化 (3) 支え合い・見守り体制の充実 (4) 福祉活動への支援と連携強化 (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化
	<b>基本目標2</b> 安心して暮らせる 仕組みをつくる	(1) 相談体制の充実 (2) 情報提供体制の充実 (3) 福祉サービス提供体制の充実 (4) 災害時の連携の強化 (5) 権利擁護の推進 (6) 支援が必要な人への対応 (7) 安全な移動手段・生活の確保
	<b>基本目標3</b> いきいきと暮らせる 仕組みをつくる	(1) 居場所づくり・交流の場づくり (2) 社会参加・生きがいづくり (3) 健康づくり・介護予防
	<b>基本目標4</b> ※自殺対策計画 いのちを支える 仕組みをつくる	(1) 地域におけるネットワークの強化 (2) 自殺対策を支える人材の育成 (3) 住民への啓発周知 (4) 生きることの促進要因への支援 (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

# 第4章 施策の展開

## 基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる

### 「地域で支え合う仕組みづくり」 5年後の指標

支え合いの地域福祉を進めるためには、子どもを含む地域全体の福祉意識を高め、ボランティア活動への参加を促進するなど、子どもから高齢者まで住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手となる人づくりが重要です。基本目標1では以下のとおり「5年後の指標」を定め、目標達成に向けた先導的な施策・事業の推進を図ります。



#### (1) 地域福祉意識の高揚

##### 現状と課題

本町では、広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進しています。



なかよし広場ボランティア

広陵町社会福祉協議会では、住民への情報発信が十分に行われておらず、ホームページの充実や福祉イベントの開催など、より積極的な啓発活動が必要です。

住民が協力して支え合いの地域をつくるためには、住民一人ひとりの助け合いの意識を育てていく必要があります。

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- ・町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ・福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・町と連携し、広報紙やホームページを活用した広報・啓発を進めます。
- ・社会福祉協議会ホームページの充実を図ります。
- ・各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- ・町と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を展開します。</li> <li>・「人権週間」や「障がい者週間」等の機会を利用し、人権についてや障がい者等の権利に関する法律や制度等についての啓発を行います。</li> </ul>	社会福祉課 生涯学習 スポーツ課
小中学生に対するボランティア教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア意識の向上を進めるため、小中学生を対象にボランティア活動に関する教育を実施します。</li> </ul>	教育総務課
相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。</li> </ul>	社会福祉課

## (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

### 現状と課題

本町では、ボランティア活動の拠点として広陵町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置しており、平成30年4月1日現在、25団体337名が登録しています。



ボランティア交流会

ボランティアセンターでは、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供を行うほか、様々な福祉活動への理解と参加も促進してきました。

しかし、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分に行われておらず、今後は、ボランティアセンターの機能強化とともに、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりが求められています。

### 今後の取り組み

#### ◆地域や住民の取り組み

- ・地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ・できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

#### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティア活動を支援するボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ・ボランティアに関する理解と関心を深めるため、ボランティア活動の報告会を開催するとともに、福祉活動の担い手を育成します。
- ・地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。
- ・ボランティアのニーズ調査と新たなボランティア活動の発掘を行います。

#### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動に関する広報、啓発活動の充実など様々な支援を図ります。</li><li>・今後の福祉ニーズの多様化に対応するため、福祉サービスを担う職員はもとより、関係機関職員に対しても研修や学習の機会を提供します。</li></ul>	社会福祉課

取り組み	具体的な内容	担当課
青少年ボランティアの育成	・中高生を対象に体験学習やボランティア交流を行い、青少年ボランティアの育成を図ります。	生涯学習 スポーツ課
地域福祉活動の担い手の発掘・育成	・「団塊世代」などから地域活動への意欲を持った人材を発掘し、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等を支援する人材を育成します。	社会福祉課 介護福祉課 こども課
認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの育成・活動促進	・認知症に関する正しい知識の普及と理解を深めるとともに、認知症キャラバンメイト、認知症サポーターの活躍の場の拡大を図ります。	介護福祉課

### (3) 支え合い・見守り体制の充実

#### 現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らせるよう、日ごろからの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

本町では、町内の医療機関、福祉事業所、スーパー、郵便局、銀行等 57 か所（平成 31 年 1 月現在）の協力を得て、行方のわからない高齢者等を早期発見するために「広陵町高齢者等徘徊 SOS ネットワーク」を設置しています。また、民生委員・児童委員協議会では 2 年に一度高齢者世帯調査を実施するなどの見守り活動を行っています。

子どもの見守りに関しては、子ども 110 番の家の普及促進や、地域見守りボランティアの登録などに取り組んできました。

今後も、関係機関が連携し、より充実した見守り体制の整備が求められます。



給食サービス  
(社会福祉協議会)

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・日ごろからあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔がみえる関係づくりに努めましょう。
- ・あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ・認知症などへの理解を深めましょう。
- ・虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・生活支援サービスの検討組織としての協議体の設置を支援します。
- ・生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。
- ・ボランティア団体、民生委員・児童委員と連携し、ひとり暮らし高齢者宅へ昼食の弁当を宅配する「給食サービス」を通じて安否確認を行います。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども110番の家の普及促進、地域見守りボランティア登録者の増加による見守り体制の充実促進を図ります。</li> <li>・事業所の協力のもと、広陵町高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の充実を図り、行方のわからない高齢者が発生したときの情報提供を依頼し、より早期の発見に努め、地域社会での見守り体制の推進を図ります。</li> </ul>	環境・安全安心課 介護福祉課 こども課
ご近所や自治会における取り組みの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。</li> <li>・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。</li> </ul>	企画政策課
関係者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターを中心に、関係者間の情報共有を図りやすくするため、地縁、NPO、活動団体等のネットワークづくりを図ります。</li> </ul>	介護福祉課

## (4) 福祉活動への支援と連携強化

### 現状と課題

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手で、本町では、現在、各地域を担当する51人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員が活動しています。



活動例：高齢者世帯等調査

また、民生委員・児童委員や地域住民とともに「福祉のまちづくり」を広げていく推進役として地域福祉委員が活動を展開しています。

しかし、アンケート調査において、民生委員・児童委員の認知度をたずねたところ、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が約6割となっており、地域福祉委員についても、「名前も活動内容もよく知らない」が約7割となっていました。

地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

### 今後の取り組み

#### ◆地域や住民の取り組み

- ・民生委員・児童委員、地域福祉委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ・地区の民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

#### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・民生委員・児童委員と身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との情報共有に努めるとともに、活動推進のために定期的な協議を行います。
- ・すべての地区での地域福祉委員の委嘱を目指すとともに、委員同士の意見交換の場や勉強会を開催するなど、委員の活動を積極的に支援します。
- ・地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

## ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
民生委員・児童委員への支援	・誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。 ・地域の絆づくりを進めている民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。	社会福祉課
地域福祉活動への支援	・社会福祉協議会と連携し、地域福祉委員など、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。	社会福祉課

## (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化

### 現状と課題

広陵町社会福祉協議会は、昭和 57 年に発足し、住民や民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係団体・機関との連携のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指して地域の福祉増進に努めてきました。

平成 30 年 5 月には広陵町社会福祉協議会改善計画を策定し、近年の複雑多様化する福祉ニーズに対応するため、運営体制や各種福祉事業の見直し・改善に取り組んでいます。

しかし、アンケート調査では、社会福祉協議会の認知度が低く、その活動内容も周知されていない結果となっています。

広陵町社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として大きな役割を担っていることから、今後も町と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。



社協もちつき大会

### 今後の取り組み

#### ◆地域や住民の取り組み

- ・社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ・社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ 広陵町社会福祉協議会改善計画に基づき、組織・運営体制の改善や職員の人材育成、各種事業の見直しなど社会福祉協議会の体制強化を図ります。
- ・ 地域福祉を推進する中心的な組織として、町、住民、事業所、関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 社会福祉協議会の活動について、積極的に周知し、理解促進に努めます。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
社会福祉協議会の体制強化	・ 人材の確保と育成に対する支援をはじめ、適正な補助、事業における協力体制強化など、社会福祉協議会の主体性や独立性に配慮しながらも、改善計画の推進に向け、必要な指導、調整及び支援に積極的に取り組みます。	社会福祉課
社会福祉協議会との連携強化	・ 社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、連携の強化を図ります。	社会福祉課

## 基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

### 「安心して暮らせる仕組みづくり」 5年後の指標

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての住民が安心して暮らせるためには、地域での日ごろからの支え合い・助け合いが重要です。基本目標2では以下のとおり「5年後の指標」を定め、目標達成に向けた先導的な施策・事業の推進を図ります。

#### ■基本目標2 「5年後の指標」

「近所で助け合える  
関係を築く」  
**2018年度  
調査 25%**

(アンケート調査結果 P.23 参照)

50%増以上

2023年度

アンケートで「ご近所  
で助け合える親しい人  
がいる」割合 **38%**

2022年度

要支援者を交えた  
防災訓練の実施

継続して実施

2021年度

地域における要支援  
者の把握

継続して把握

2020年度

相談しやすい窓口  
環境の整備

継続して充実

2019年度

あいさつや声かけの推奨

継続して推奨

#### (1) 相談体制の充実

##### 現状と課題

各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

本町では、担当課の窓口で相談を行っているほか、法律相談や心の健康相談などの相談窓口も設置しており、地域では、民生委員・児童委員や地域福祉委員が連携し、福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。



さわやかホール窓口

今後も、関係機関や民生委員・児童委員との情報交換など連携を強化するとともに、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の強化を図る必要があります。

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・複合的な福祉問題を抱えるケースに対応できるよう、社会福祉協議会に福祉の総合相談窓口設置を検討します。
- ・社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化に向け、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、うつ、ひきこもり、虐待、生活困窮など、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口における相談体制の充実に向けて、窓口での接遇向上や相談しやすい環境づくりを図るとともに、各関係機関との連携を強化しながら、個々のケースに応じた相談に努めます。</li> <li>・民生委員・児童委員や地域福祉委員、ボランティア団体等と適切な連携をとりながら、支援が必要な人に対する見守り活動を実施するとともに、地域において気軽に相談できる体制の整備を支援します。</li> <li>・相談機関につながらない要支援世帯の早期発見と見守りを行う体制を整備します。</li> <li>・来庁や電話だけでなくFAXや電子メール等、あらゆる人がより相談しやすい環境を整えます。</li> </ul>	社会福祉課 介護福祉課 こども課 けんこう推進課 学校支援室

取り組み	具体的な内容	担当課
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 10 月に設置した「子ども子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）」において、適切な支援と事後フォローアップができるよう、関係機関間の連携を強化し、協力関係を整備します。</li> <li>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、保護者や児童・生徒が相談しやすい体制を整備します。</li> </ul>	こども課 けんこう推進課 学校支援室
町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容に的確に、かつ、相談者のプライバシーに配慮した対応を行えるよう、町職員や社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員等の関係者に研修や勉強会を開催し、資質向上に努めます。</li> </ul>	秘書人事課 社会福祉課
関係機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。</li> </ul>	社会福祉課 介護福祉課 こども課 けんこう推進課

## (2) 情報提供体制の充実

### 現状と課題

近年、福祉・保険制度など生活に関係する様々な制度改正等が行われ、これに伴って町や関係機関から提供する情報が増加傾向にある中、情報を一方的に流すだけでは住民に十分な情報提供ができていないといえます。

福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

本町では、「広報こうりょう」を月1回発行するとともに、地区の回覧板、ホームページによる広報等も実施しています。

わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信をはじめ、高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実とともに、個人情報の保護に配慮しながら、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。



広報こうりょう

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・町、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ・口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- ・各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。
- ・区・自治会内で福祉に関する情報提供を進めましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。
- ・社会福祉協議会のホームページ、フェイスブックの充実を図り、タイムリーな情報発信に努めます。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
広報紙・町ホームページでの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、広報紙をはじめ、ホームページやSNS等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。</li> <li>・役場が発行する広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮を進めます。</li> <li>・ホームページを障がいのある人にも閲覧しやすいよう、改善します。</li> <li>・手話の普及を進めるとともに、手話奉仕員養成講座を計画的に実施し、手話通訳ができる人材の育成・確保を図ります。</li> </ul>	秘書人事課 社会福祉課 介護福祉課 こども課 けんこう推進課
各種手当・制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等での情報提供とともに、対象者の把握に努め、必要に応じた申請の勧奨を行います。</li> </ul>	社会福祉課 介護福祉課 こども課 けんこう推進課
民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。</li> </ul>	社会福祉課

### (3) 福祉サービス提供体制の充実

#### 現状と課題

---

##### 子育て支援

平成 26 年度に「広陵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「ともに子育てを支えあう地域づくり」を基本理念に掲げ、「子育て」に喜びを感じることができる環境づくり、「子どもの育ち」を支援する環境づくり、地域全体で「子ども・子育て」を支援する環境づくりを基本目標として各種施策の展開を図ってきました。

平成 27 年度に「広陵町幼保一体化総合計画」を策定し、就学前の教育の充実、子ども・子育てを支える機能の新しい形として幼保一体化を推進し、平成 30 年 4 月に広陵北かぐやこども園が開園しました。

母子保健では、妊娠届出時、健診や相談、医療機関等関係機関からの連絡等により把握した母子について、必要とする母子に対してアセスメントを行い、支援を行っています。

また、平成 28 年度に県が策定した乳幼児健診マニュアルに基づいた健診の実施に伴い、改善点や課題の検討を行っています。

さらに、妊娠届出時や妊婦教室での特定妊婦や要支援妊婦の把握を行い、早い段階での子育て支援を図っています。



##### 高齢者



平成 29 年度に策定した「広陵町第 7 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」に基づき、地域の実情にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきました。

地域包括支援センターの機能強化とともに、地域ケア会議の機能充実に取り組んでいます。

## 障がい者

平成 29 年度に「広陵町第 3 期障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

平成 29 年度に「広陵町第 5 期障がい福祉計画・広陵町第 1 期障がい児福祉計画」を策定し、これまでの利用状況やニーズに基づき、各種障がい者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、本町における障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービスを見込み、その確保を図っています。



## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ・サービス充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。
- ・各種福祉計画の内容を、広報紙、ホームページ等で理解し、計画の推進に協力しましょう。
- ・町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・可能な範囲で住民参加型のサービスに参加しましょう。
- ・サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社会福祉協議会が実施する生活支援サービスを、住民にわかりやすく周知し、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。
- ・通院等で手話通訳が必要な方に手話通訳者の派遣を行います。
- ・手話通訳者の養成に向け、手話奉仕員養成講座を開催します。

## ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。</li> <li>妊産婦・乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診により、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実に努めます。</li> <li>乳幼児健診において、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を継続して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実に努めます。</li> </ul>	こども課 けんこう推進課 教育総務課 学校支援室
高齢者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。</li> <li>医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせ、一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。</li> </ul>	介護福祉課
障がい者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし、共に参加するための福祉施策を推進します。また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。</li> <li>障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。</li> </ul>	社会福祉課

## (4) 災害時の連携の強化

### 現状と課題

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。



防災訓練

本町では、各災害別に防災対策を区分し、イラスト等を用いながら、わかりやすく解説した「知っておきたい防災対策」（パンフレット）の作成・配布を行いました。

また、町内の複数の地域で自主防災組織を立ち上げ、小学校区ごとに防災訓練を実施するとともに、広陵町防災士ネットワークにより、防災士間の連携を図り、技術向上に努めています。

さらに、防災倉庫備蓄品として、ユニバーサルトイレやオストメイト専用ポータブルトイレ・紙おむつ等を備蓄するとともに、防災無線の整備や聴覚障がい者にも災害の発生を知らせる、携帯エリアメールの環境整備を行いました。

災害対策の強化にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進などが必要です。

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・地域で見守るべき方が誰なのかを把握しましょう。
- ・避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ・家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ・防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・災害時に備えて、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの養成を図ります。
- ・災害発生時に、ボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、町や関係機関と連携して、防災に関する情報提供等必要な支援を行います。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
防災意識の高揚	・自主防災組織や防災士ネットワークと連携し、防災に関する広報・啓発活動の推進や防災訓練の定期的実施、ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の高揚及び自主的な備えの促進に努めます。	環境・安全 安心課
避難支援体制の充実	・自主防災組織をはじめ、関係機関・団体との連携のもと、避難行動要支援者の把握をはじめ、避難支援体制の充実を図ります。	環境・安全 安心課

取り組み	具体的な内容	担当課
緊急時の情報伝達、通報支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者に緊急通報装置を設置し、緊急時の通報を行います。</li> <li>・聴覚や言語等に不自由があり、電話を使えない人が、FAXや電子メールで警察・消防に緊急通報する方法について、ホームページや広報等で、積極的に広報を行います。</li> </ul>	社会福祉課 介護福祉課 環境・安全 安心課

## (5) 権利擁護の推進

### 現状と課題

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制が求められています。

児童虐待のリスク管理の徹底と家庭へのきめ細かな支援ができるよう、平成27年度から要保護児童対策地域協議会に実務者会議を設定し、必要に応じて、個別ケース会議を開催しています。

また、町の各部署では、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DVなどについて総合的に相談対応できる体制整備について協議を行っています。

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。本町でも、成年後見利用に関する補助金要綱を作成していますが、利用が少なく、制度の周知を図る必要があります。

### 今後の取り組み

#### ◆地域や住民の取り組み

- ・お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ・身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

## ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活自立支援事業により支援します。
- ・成年後見制度の周知を図ります。
- ・関係機関等と連携し、市民後見人・法人後見の養成など利用に関する体制の整備に努めます。

## ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止	・DV・ハラスメント、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図り、あわせて、より一層積極的な啓発活動を実施します。	企画政策課 社会福祉課 介護福祉課 こども課 学校支援室
児童虐待防止の推進	・近所づきあいや親からの支援もない孤立した育児環境での不安を抱えたケースもみられることから、地域ぐるみの子育てネットワークの環境整備に取り組みます。 ・児童虐待の通告や相談ができる、「児童相談所全国共通ダイヤル」の周知に努めます。	こども課
高齢者虐待防止の推進	・高齢者虐待防止に向けた住民への啓発を行うとともに、介護事業所など各種団体と連携を強化し、高齢者への戸別訪問、近隣住民や民生委員・児童委員等からの情報収集等により、高齢者虐待の早期発見、早期対応をするための体制の充実強化を図ります。	介護福祉課
障がい者虐待防止の推進	・家庭内や職場、施設における障がい者に対する虐待防止のため、関係機関職員との連携を深めるとともに、相談・連絡があった場合は迅速な対応を図ります。	社会福祉課
成年後見制度の周知	・広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 ・市民後見人・法人後見人など利用に関する体制の整備に努めます。	社会福祉課 介護福祉課

### ◆「189（いち・はや・く）」：児童相談所全国共通ダイヤル

「189」は児童虐待と思ったときなどに、児童相談所に通告や相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけると管轄の児童相談所につながります。通告や相談は匿名で行うこともでき、通告や相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。



## (6) 支援が必要な人への対応

### 現状と課題

---

#### 生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

#### 子どもの貧困

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

#### 更生保護

更生保護については、刑事司法関係機関だけの取り組みには限界があり、地域社会での継続的な支援が再犯防止に重要であるため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しています。

#### 家族介護者

家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、支援として、家族介護教室等の事業を実施しています。

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- ・一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」により、生活の自立を促します。
- ・「福祉資金貸付事業」により、低所得の方に対する一時的な生活資金の貸付を行います。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
生活困窮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者に対し、奈良県中和福祉事務所、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターや民生委員・児童委員などと連携し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。</li> <li>・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進等により、生活困窮者の自立を促進します。</li> </ul>	社会福祉課
子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。</li> </ul>	こども課 学校支援室 社会福祉課
更生保護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。</li> <li>・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。</li> </ul>	社会福祉課
家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と家族介護者に対する支援をさらにきめ細やかなものにするため、必要に応じて各担当部署や地域包括支援センターと情報共有を図ります。</li> <li>・家族介護者の精神的負担を軽減するため、保護者が交流・情報交換ができるネットワークづくりの支援を進めます。</li> </ul>	介護福祉課

取り組み	具体的な内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、家族介護教室等を実施します。</li> </ul>	

## (7) 安全な移動手段・生活の確保

### 現状と課題

#### 安全な移動手段

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。

本町では、障がい者、高齢者の移動手段の確保に努めてきたほか、平成 28 年度に「広陵町地域公共交通網形成計画」を策定し、交通弱者の移動手段の確保等について公共交通施策として明確に位置付け、住民にとって利便性の高い公共交通を構築しています。

また、平成 24 年 12 月に「広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」を定め、道路新設及び拡幅工事の際には、条例に基づき段差の少ない歩道の整備等を行っています。



広陵元気号

#### 交通安全・防犯

本町では、警察をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、「子ども110番の家」の活用促進、子ども安全メール、巡回パトロールの実施などに努めてきました。



## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- ・あいさつや声かけがお互いのできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・外出支援ボランティアに対する支援を行います。
- ・通院や福祉施設の利用、社会活動のための移動手段として、車いす対応福祉車両の貸し出しを行います。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシー等の利便性向上やボランティア等支援者の人材確保など、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動支援の充実を図ります。</li> <li>・路線バスと広陵元気号を一体的にとらえて、住民ニーズにあった運行ルートを構築し、総合的な公共交通ネットワークの形成を進めます。</li> </ul>	企画政策課 社会福祉課 介護福祉課
公共交通機関のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県地域交通改善協議会等と連携し、近鉄箸尾駅をはじめ、駅やバス停標柱案内板、コミュニティバスが乗り入れている駅舎等のバリアフリー化を推進します。</li> </ul>	企画政策課
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の趣旨に基づき総合的な福祉のまちづくりを推進します。</li> <li>・道路・公園施設の新設、改修の際には、利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。</li> <li>・安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすが交差できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消に努めます。</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックや音声信号の設置等の整備に努めます。</li> </ul>	都市整備課
交通安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。</li> </ul>	環境・安全 安心課 都市整備課

取り組み	具体的な内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の点検・調査を行いながら、安全な道路環境の整備を実施します。</li> </ul>	教育総務課
地域での防犯活動の促進、消費者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロールの実施をはじめ、防犯灯の設置、広域的なことも安全メールの活用促進など、地域ぐるみの安全環境づくりを進めます。</li> <li>・犯罪からの児童の緊急避難の場として、住民と連携し、「子ども110番の家」の充実を図ります。</li> <li>・関係機関、家庭、学校、企業等の連携強化を図り、地域全体で犯罪を未然に防ぐ体制づくりに努めます。</li> <li>・悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	環境・安全 安心課 地域振興課

## 基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

### 「いきいきと暮らせる仕組みづくり」 5年後の指標

地域で生活をしている様々な人の交流を促進するためには、世代を問わず、住民のふれあい・支え合い・助け合いの拠点となる居場所づくりが重要です。基本目標3では以下のとおり「5年後の指標」を定め、目標達成に向けた先導的な施策・事業の推進を図ります。

#### ■基本目標3 「5年後の指標」

「居場所・生きがい  
づくりの整備」 **2018年度  
調査 5.5%**  
(アンケート調査結果 P.29 参照)

200%増以上

2023年度

アンケートで「サロ  
ンに参加したことが  
ある」割合 **17%**

2022年度

新規サロンの開設

継続して支援

2021年度

新規サロンの開設に向けて、空き  
家や福祉事業所等の活用・検討

継続して検討

2020年度

誰もが参加できるサロンに  
なるよう地域への働きかけ

継続して働きかけ

2019年度

既存サロンの支援  
体制の見直し

#### (1) 居場所づくり・交流の場づくり

##### 現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、地域の状況や住民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

本町では、地区公民館や集会所等の身近な場所で、ボランティアや区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める、ふれあい・いきいきサロンが15か所で開催されています。



区・自治会で開催する健康体操

また、高齢者を対象とした、通いの場づくりは、住民の主体的な活動のひとつとして、介護予防を切り口に、住民同士の見守り、助け合いなどのつながりができることを目的に実施しています。

さらに、子育ての中で親子が気軽につどい、自由に交流できる場所として、「なかよし広場」・「ママつどいの広場」を開催し、参加者同士が交流を深め、子育てが楽しいと感じられる機会を提供しています。

認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「認知症カフェ」を3か所（エリシオン真美ヶ丘、デイサービス大和園広陵温泉、おきなのだ）で開設しています。

今後は、より多くの方が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・ふれあい・いきいきサロンや認知症カフェに行ってみましょう。
- ・関心のある活動の運営に参加してみましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域でのサロン活動においては、新規に開設しやすいようにサロンの開設要件を見直すとともに、レクリエーション備品の貸し出しやサロン間のネットワークづくりなど、必要な支援を行います。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
ふれあい・いきいきサロンの充実	・社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりの一環として、ふれあい・いきいきサロンの充実を図ります。	社会福祉課
高齢者の通いの場・居場所づくり	・地域で自主的に行う、健康づくり・通いの場づくりの支援と、またその場を継続するための活動支援を行います。	介護福祉課
認知症カフェの活動支援	・認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「認知症カフェ」の活動を支援します。	
地域子育て支援拠点事業の充実	・子育て家庭の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	こども課

取り組み	具体的な内容	担当課
地域の施設を活用した交流促進	・地域の交流の場として、集会所、地区公民館、公園など身近にある施設の活用を図ります。	企画政策課 都市整備課 生涯学習スポーツ課

## (2) 社会参加・生きがいづくり

### 現状と課題

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後ともいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動の支援や各種敬老事業を実施しています。

また、高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行っています。

さらに、障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。



老人クラブのパークゴルフ大会

### 今後の取り組み

#### ◆地域や住民の取り組み

- ・家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しましょう。
- ・事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

#### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・高齢者、障がい者などが地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営を支援します。

## ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
高齢者の生きがい・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、働ける高齢者の雇用の促進を行います。</li> <li>・高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行います。</li> </ul>	介護福祉課
障がい者社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者（児）の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。</li> <li>・日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。</li> </ul>	社会福祉課 生涯学習スポーツ課

### (3) 健康づくり・介護予防

#### 現状と課題

#### 健康づくり

本町では、住民自らが主体的に健康づくりを実践し、継続できる仕組みを構築し、住民の元気づくりと地域コミュニティの活性化に取り組むことで、生活習慣改善と健康意識の向上を促進してきました。



広陵元気塾

地域巡回型健康教室として広陵元気塾を地域単位で開催するとともに、若年層に対する意識の向上や健康づくり推進を図るためのイベントの開催や健診の実施、自主活動グループやリーダー育成のための環境の醸成に取り組んできました。

成人各種健（検）診において、電話や訪問による未受診者対策、県の健康寿命を延長する推進モデル事業による受診勧奨や健診体制の充実などにより、受診率向上につながっています。また、禁煙対策、慢性腎臓病予防対策を重点的に実施しています。

## 介護予防

本町では、住民が主体的に介護予防に取り組んでもらうために、町と香芝市が共同で畿央大学と連携して、介護予防リーダーの養成講座を実施しており、そのリーダーを中心として、身近な通いの場づくりに取り組んできました。

地域で活動している団体（老人会やサロンなど）に対して保健師や栄養士、歯科衛生士などの専門職や介護予防リーダーを派遣し、介護予防の普及・啓発と地域の活動を支援しています。

## 今後の取り組み

### ◆地域や住民の取り組み

- ・地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- ・「自分の健康は自分で守る」を意識し、健（検）診を受けるとともに町の各種健康チェック情報などを活用して自らの健康状態に関心を持って、心配ごとがあれば早めに相談・受診しましょう。
- ・健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。

### ◆社会福祉協議会の取り組み

- ・生活支援サービスの検討組織としての協議体の設置支援や生活支援コーディネーターの配置により、サービスの担い手や既存の社会資源の掘り起こし、地域資源の開発に努めます。

### ◆町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康・保健を中心としたまちづくりをサポートする人材を発掘・育成し、地域ぐるみの健康づくり運動に取り組めるよう、地域単位の活動を支援するとともに畿央大学などの協働による地域健康教室を推進します。</li><li>・歩いて行ける身近な地域で健康づくり、子育てや介護予防の整備を推進し、住民、NPO、ボランティアなどが主体となり、健康づくりの活動が行われるよう支援します。</li><li>・生活習慣の改善を柱とした住民の健康増進に向けた取り組みを実施します。</li></ul>	介護福祉課 けんこう推進課

取り組み	具体的な内容	担当課
各種保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフステージにあわせた、健康管理にかかわる相談・指導体制及び健康づくりに向けての各種の情報提供や健康教育の充実を図ります。</li> <li>・生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、受診率の向上に努め、保健指導の強化を図ります。</li> </ul>	けんこう推進課 保険年金課
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の持続可能性を高め、すべての人が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進します。</li> <li>・一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。</li> </ul>	介護福祉課

#### ◆ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、身近な場所（地区公民館や集会所等）で、ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動です。平成30年3月末現在、各地域で15のサロンが開催されています。

小学校区	サロン名
広陵西	六道山なごみ会
広陵東	萩の里（はぎのさと）
	いきいきサロン・ひまわり
	幸（ハッピー）サロン
	なごみ会
	おしゃべりサロン南郷
広陵北	萱野なごみ会
	なでしこ弁財天

小学校区	サロン名
真美ヶ丘第一	さんさんくらぶ さんさんCafe
	馬見南4丁目ふれあい茶話会
	ふれあい喫茶
	たんぽぽくらぶ
真美ヶ丘第二	北2ふれあい・いきいきサロン
	馬見北6丁目ふれあい喫茶
	りすさんサロン

## 基本目標 4 いのちを支える仕組みをつくる

### 広陵町自殺対策計画

基本目標 1～3の「地域で支え合う仕組みづくり」、「安心して暮らせる仕組みづくり」、「いきいきと暮らせる仕組みづくり」は自殺予防にもかかわる重要な施策です。

これらの地域福祉推進に向けた取り組みを踏まえて、基本目標 4 を自殺対策計画と位置付け、自殺をなくすための施策を設定します。

## 1. 自殺対策計画について

### (1) 自殺対策についての動向

日本の年間自殺者数は、年間2万人を超えており、人口 10 万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。

こうした状況から、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記され、都道府県のみならず、すべての市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

さらに、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへ転換する必要があるとして、国では平成 29 年7月に自殺総合対策大綱を見直しています。

### (2) 広陵町の自殺の状況

#### ①自殺に関する状況

自殺の状況を見ると、本町の自殺死亡率は全国平均より低く、特に女性の死亡率が低くなっています。

また、本町の平成 21～29 年の自殺者数は 40 人となっており、年齢別の自殺者では 30 代・40 代が 19 人（47.5%）で最も多く、次いで 50 代・60 代が 9 人（22.5%）で続きます。

#### 《自殺死亡率(H24～28年)》

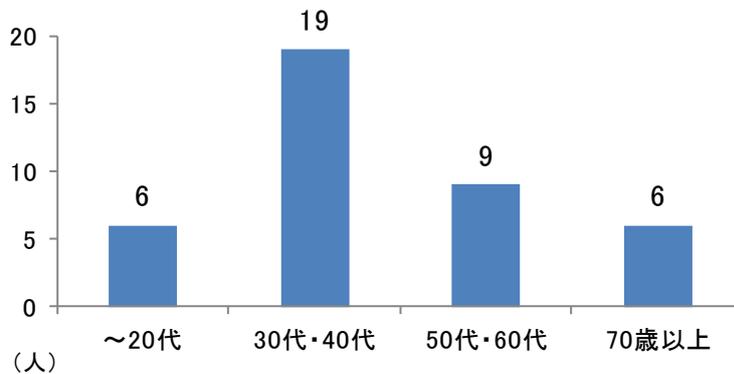
(人/10万人)

	全体	男性	女性
広陵町	13.3	21.6	5.6
全国	19.6	27.7	11.9

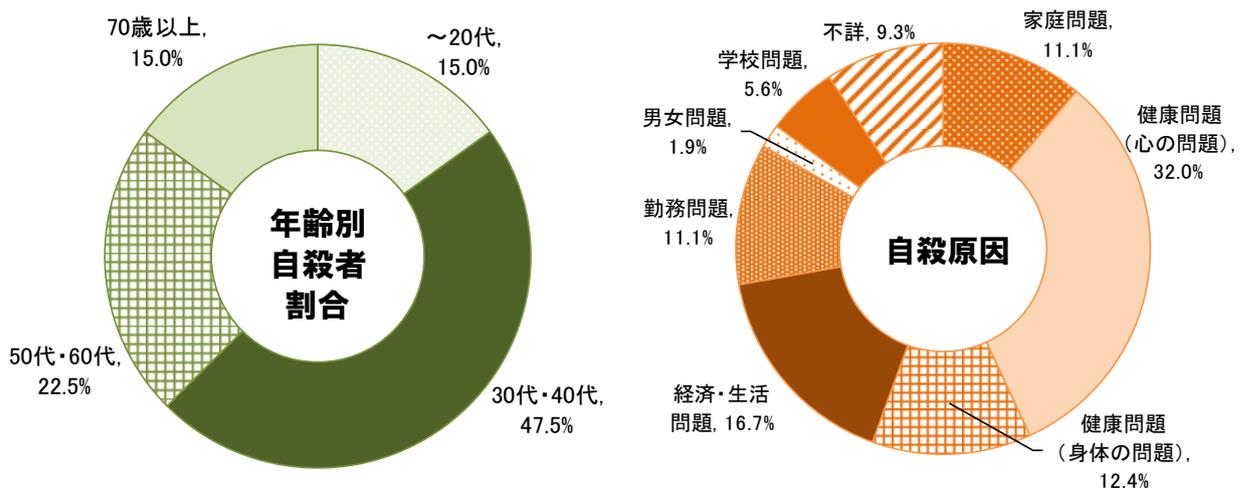
※地域自殺実態プロフィール。自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺者数

自殺原因をみると、健康問題が 44.4%（うち「心の問題」が 32.0%、「身体の問題」が 12.4%）で最も多くなっており、次いで経済・生活問題が 16.7%となっています。

《年齢別の自殺者数》



《年齢別の自殺者割合、自殺原因》



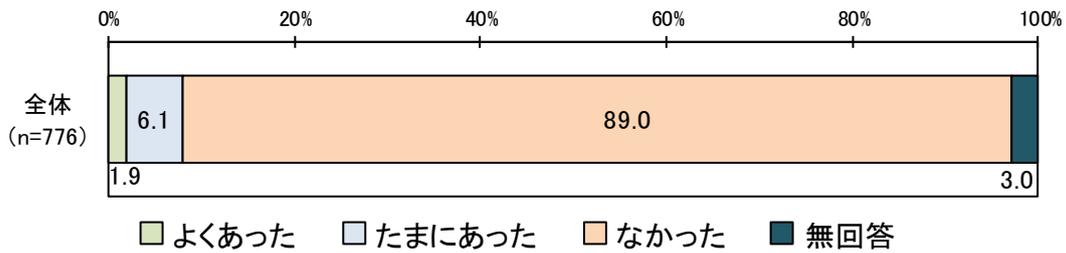
※厚生労働省：地域における自殺の基礎資料（平成 21 年～平成 29 年の合計）

②アンケート結果の概要（自殺に関する設問）

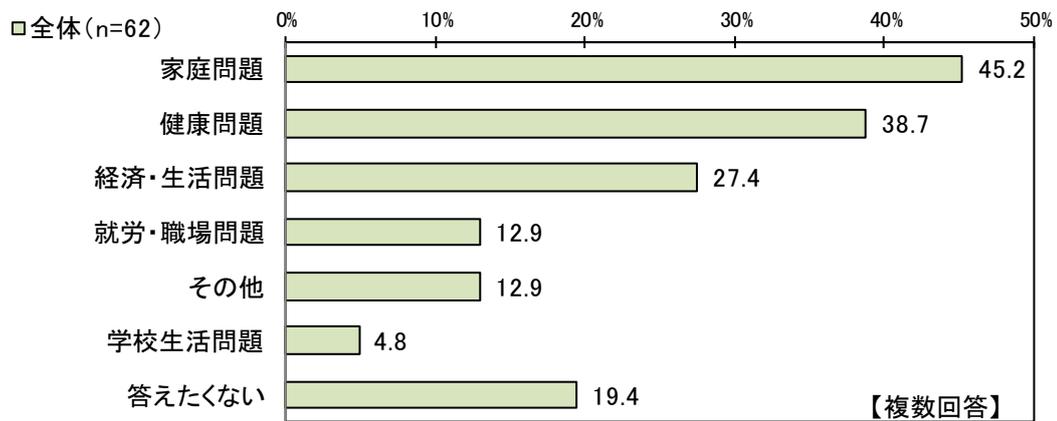
アンケート調査において、最近6か月間に「死にたい」と思うほどの悩みやストレスを感じたかをたずねたところ、「なかった」が約9割を占めていますが、「たまにあった」が 6.1%、「よくあった」が 1.9%となっています。

また、悩みやストレスを感じた人に悩みの原因をたずねたところ、「家庭問題」（45.2%）が最も多く、次いで「健康問題」（38.7%）、「経済・生活問題」（27.4%）が続きます。

### 《悩みやストレス等の有無》

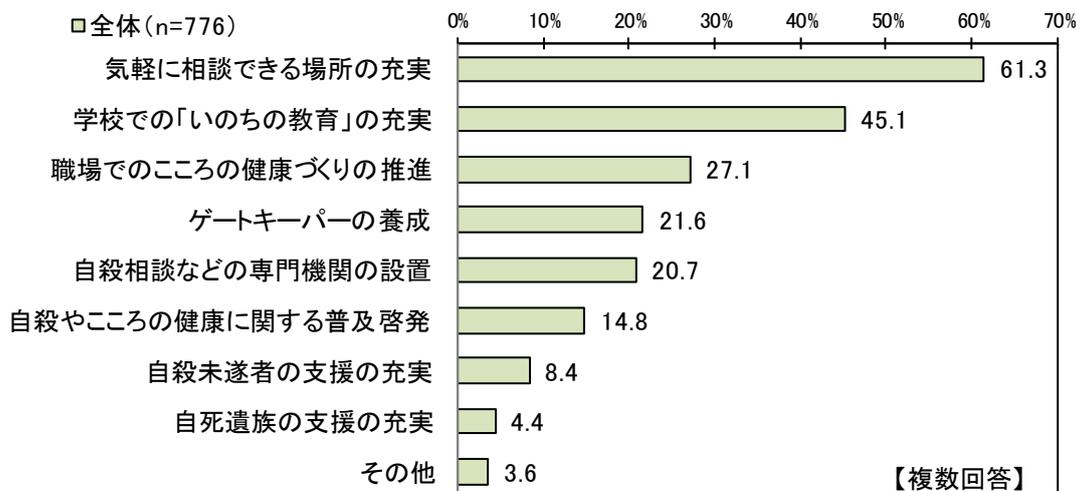


### 《悩みの主な原因》



自殺を減少させるために重要なことについては、「気軽に相談できる場所の充実」が最も多く、次いで「学校でのいのちの教育の充実」、「職場でのこころの健康づくりの推進」が続きます。

### 《自殺を減少させるために重要なこと》



## 2. 自殺対策の展開に向けて

### (1) 自殺対策の方針

本町の自殺死亡率は全国平均より低いものの、自殺に至る背景や要因は健康問題のみならず、経済、家庭問題など様々な原因によることから、多様な分野の関係機関、団体が連携した自殺対策が緊急の課題となっています。

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

このため、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、5つの基本施策を掲げ、多様な分野の関係機関、団体が連携し、施策の展開を図ります。

#### 《5つの基本施策》

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

また、自殺総合対策推進センター(厚生労働省所管)の「地域自殺実態プロファイル」では、本町では「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」、「勤務・経営」への自殺対策の取り組みが重点施策として推奨されています。

圏域の対象例と比較すると、本町の特徴として「子ども・若者」、「無職者・失業者」への対応が求められおり、本町では、30代・40代の自殺者の割合が多いことから、比較的若い年齢層への自殺対策を重点として位置付け、重点施策として取り組みを進めます。

#### 《重点的な取り組みが求められる対象例》

	広陵町	奈良県中和医療圏
対象例	高齢者 生活困窮者 子ども・若者 無職者・失業者 勤務・経営	高齢者 生活困窮者 勤務・経営

※地域自殺実態プロファイル

## (2) 計画の目標指標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、具体的な数値目標等を定めるとともに、自殺に関連する施策の効果を検証する必要があります。

国においては、平成 29 年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」で、平成 38(2026)年までに人口 10 万人あたりの自殺者数(自殺死亡率)を、平成 27 年と比べて 30%以上減少させ、13.0 以下とすることを目標として定めています。

広陵町では、国の目標を上回る 40%減少を目指し、平成 24 年から平成 28 年の5年間の平均自殺死亡率 13.3 を、計画期間中の5年間(平成 31(2019)年～平成 35(2023)年)の平均自殺死亡率 7.98 にすることを目標とします。

	現 状	計画期間
基準年	平成 24 年～平成 28 年 (5か年平均)	平成 31(2019)年～平成 35 (2023)年(5か年平均)
自殺死亡率 (人口 10 万対)	13.3	7.98

## 3. 自殺対策の展開



### (1) 地域におけるネットワークの強化

#### 施策の方向

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。

それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、住民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を図り必要があります。

今後は、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を図るため相談窓口の充実と専門機関との連携効果を図ります。

#### 今後の取り組み(重点施策は【★】)

##### ①地域におけるネットワークの強化

- ・ 庁内各部署や既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体と連携して、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

主な事業等	担当課
○広陵町自殺対策推進協議会（仮称）の設置 ・本町の自殺対策推進の中核組織として、保健、医療、福祉、警察、教育、民間ボランティア等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成される協議会を設置し、総合的な自殺対策に取り組みます。	社会福祉課
○広陵町自殺対策推進本部（仮称）の設置とネットワークの強化【★】 ・庁内の自殺体対策を推進するため、広陵町自殺対策推進本部を設置し、自殺対策推進本部を中心とした庁内のネットワークの強化を図り、全庁をあげて横断的な自殺対策に取り組みます。	社会福祉課 他

## ②相談窓口の周知と連携

- ・相談窓口の周知及び相談の多様な手段の確保を図るとともに、適切な専門・関係機関へつなぐことができるよう、関係する相談窓口の連携強化を図ります。

主な事業等	担当課
○くらしのガイドでの相談窓口の周知 ・くらしのガイドへの相談窓口連絡先を掲載します。	秘書人事課
○相談等を通じた周知 ・相談者に対して、必要に応じた相談先情報の周知を図ります。	社会福祉課 他

## （2）自殺対策を支える人材の育成



### 施策の方向

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が急務となっています。

自殺の要因は多岐にわたることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

### 今後の取り組み（重点施策は【★】）

#### ①ゲートキーパーの養成

- ・町職員へのゲートキーパー研修を実施するとともに、傾聴や相談窓口のつなぎ方など、実践的な対応に向けて段階的に専門研修を実施します。
- ・地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア等を対象に研修を行い、地域におけるゲートキーパーの人材確保と養成を行います。

主な事業等	担当課
<b>○職員向けゲートキーパー研修の開催【★】</b> ・庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取り組み意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修会を開催します。	秘書人事課
<b>○民生委員・児童委員向けゲートキーパー研修の開催【★】</b> ・地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉委員等を対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。	社会福祉課
<b>○子どもにかかわる職員等向けゲートキーパー研修の開催【★】</b> ・保育士、保育コンシェルジュ、放課後子ども育成教室指導員に研修会を開催し、子どものSOSや保護者のサインに気づき、対応できる技術をつける研修会を開催します。	こども課

## ②教育にかかわる人材の育成

- ・教職員等に対して、自殺対策への理解を促進する教材の配布や情報提供を行います。

主な事業等	担当課
<b>○教職員向けゲートキーパー研修の開催【★】</b> ・子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどの理解を深めるため、教職員に対して研修会を開催します。	教育総務課 学校支援室

## (3) 住民への啓発と周知



### 施策の方向

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景については、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及・啓発活動を推進します。

### 今後の取り組み（重点施策は【★】）

#### ①自殺に関する正しい知識の普及

- ・様々な機会を通じ、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及に努めます。

主な事業等	担当課
○広報紙・ホームページでの周知 ・広報紙やホームページに、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）等にあわせて、自殺に関する情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	社会福祉課
○啓発拠点としての図書館の活用【★】 ・こころの健康に関する住民の理解促進に向け、自殺対策強化月間や自殺予防週間等に、図書館においてこころの健康に関連する図書コーナーの開設や情報提供の場として活用を図ります。	図書館

## ②自殺に関する講演会、イベントの開催

- ・自殺対策に関する住民の理解を広げるため、様々なテーマを取り上げた講演会・イベント等を開催します。

主な事業等	担当課
○「いのちを守るまちづくり」イベント事業による啓発【★】 ・多角的な視点から「いのち」「健康」について学び得る体験型のイベントを開催し、ストレスチェック測定の実施、メンタルヘルスや自殺予防のパネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発を行います。	けんこう 推進課 社会福祉課
○地域巡回型健康教室「広陵元気塾」での啓発 ・小学校区単位（5校区）を毎月1回巡回し、運動と栄養の健康教室を開催しており、参加者に対して心と体の休養や心身バランスについての講話を盛り込むことでメンタルヘルスへの気づきや自殺予防への意識向上を図ります。	けんこう 推進課

## （4）生きることの促進要因への支援



### 施策の方向

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

今後は、相談窓口の充実など、早期からの適切な対応や支援が図れる体制づくりに取り組めます。

## 今後の取り組み（重点施策は【★】）

### ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援

- 生活の中で苦しさを感じている方や健康問題で悩んでいる方など自殺リスクを抱える可能性のある方への支援を図るとともに、必要に応じて適切な相談機関の案内に努めます。

主な事業等	担当課
○アルコール依存症についての啓発 ・関係機関向けにアルコール依存症について、知識の普及、啓発を図ります。	けんこう 推進課 社会福祉課

### ②児童・生徒や家族に対する相談体制の充実とこころの健康

- 各小・中学校の教職員、スクールカウンセラー等を中心とした児童・生徒や家族に対する相談体制の充実を図ります。

主な事業等	担当課
○学校での相談体制の充実【★】 ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる、学校生活やこころの健康に関する相談体制の充実を図ります。	学校支援室

### ③若者世代に対する相談支援

- 40歳未満の若者世代が抱える様々な問題（就労、人間関係、ひきこもり、経済的困難等）に対し、相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。

主な事業等	担当課
○若年者健康診査を通じた相談支援【★】 ・20歳から39歳までの住民で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施し、心身にリスクがあると判断された場合など必要なときは専門機関による支援につなげます。	けんこう 推進課
○生活安定対策事業（若年者の就労相談） ・関係機関と連携し、若年者の就労相談や就労支援セミナー等の実施を通じて就労支援を行います。	地域振興課

### ④うつ病が疑われる症状の早期発見

- 町実施の健康診査等を通じて、うつ病が疑われる症状の早期発見と早期支援に努めます。

主な事業等	担当課
<p>○うつリスクのある方へ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査や健康相談の機会を活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。</li> <li>産後うつ等の早期発見のため、不安の強い妊婦や出産後間もない産婦について母子保健手帳交付や産後ケア事業の実施を通じて、初期段階における支援につなげます。</li> </ul>	けんこう 推進課
<p>○うつチェックアンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の受診者を対象にうつチェックアンケートを実施し、問題の早期発見とともに、必要時には相談等の支援を行います。</li> </ul>	保険年金課

#### ⑤自死遺族への支援

- 自死遺族は、日常生活上の困難、保健・医療、心理的、福祉、経済、法律等にかかわる多様な問題を複合的に抱える可能性が高いため、早期からの適切な支援に努めます。

主な事業等	担当課
<p>○相談対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な困りごとに応じて、関係部署が緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決にあたります。</li> </ul>	社会福祉課 他

#### ⑥居場所づくりの推進

- 孤立のリスクを抱える方が、地域とつながり、各種支援とつながることができるよう、身近な居場所の確保と周知に努めます。

主な事業等	担当課
<p>○居場所づくりの推進【★】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援拠点事業をはじめ、ふれあい・いきいきサロン事業、高齢者の通いの場、認知症カフェ等の開催を通じて、身近な地域での居場所づくりを進めます。</li> <li>社会復帰を目指す精神障がい者の地域での暮らしを支援するため、地域活動支援センター、グループホーム等の整備拡充を働きかけます。</li> <li>学校に行きづらいと感じている子どもの居場所として図書館の活用を図ります。</li> </ul>	こども課 介護福祉課 社会福祉課 図書館 他

## (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育



### 施策の方向

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進します。

### 今後の取り組み（重点施策は【★】）

#### ① SOSの出し方に関する教育の実施

- ・児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重しながら生きていくことについて考えるため「いのちの授業」を実施します。
- ・児童・生徒が直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を実施します。

主な事業等	担当課
○SOSの出し方教育の実施 ・小中学校において、「いのちの授業」を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声をあげられるよう実践的な教育を推進します。	教育総務課
○教職員向けゲートキーパー研修の開催【再掲】【★】 ・子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどの理解を深めるため、教職員に対して研修会を開催します。	学校支援室

#### ② 児童・生徒のSOSへの気づき・対応

- ・児童・生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるか等について、教職員、保護者等への普及・啓発を図ります。

主な事業等	担当課
○PTA向けSOSの気づきの啓発 ・PTAに対するセミナーや研修会等の実施を通じて、子どもの自殺の危険に対する気づきなど、児童・生徒の保護者の自殺問題に対する理解を深める啓発を行います。	生涯学習スポーツ課
○学校での相談体制の充実【再掲】 ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる、学校生活やこころの健康に関する相談体制の充実を図ります。	教育総務課 学校支援室

# 第5章 計画推進のために

## 1. 協働による計画の推進

地域福祉の役割は、地域で生活している住民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、NPO法人、事業所など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

## 2. 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く住民に周知し、普及に努めます。

## 3. 社会福祉協議会との連携

平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置付けられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するために、地域福祉活動への住民の参加とともに、計画の各分野で広陵町社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。

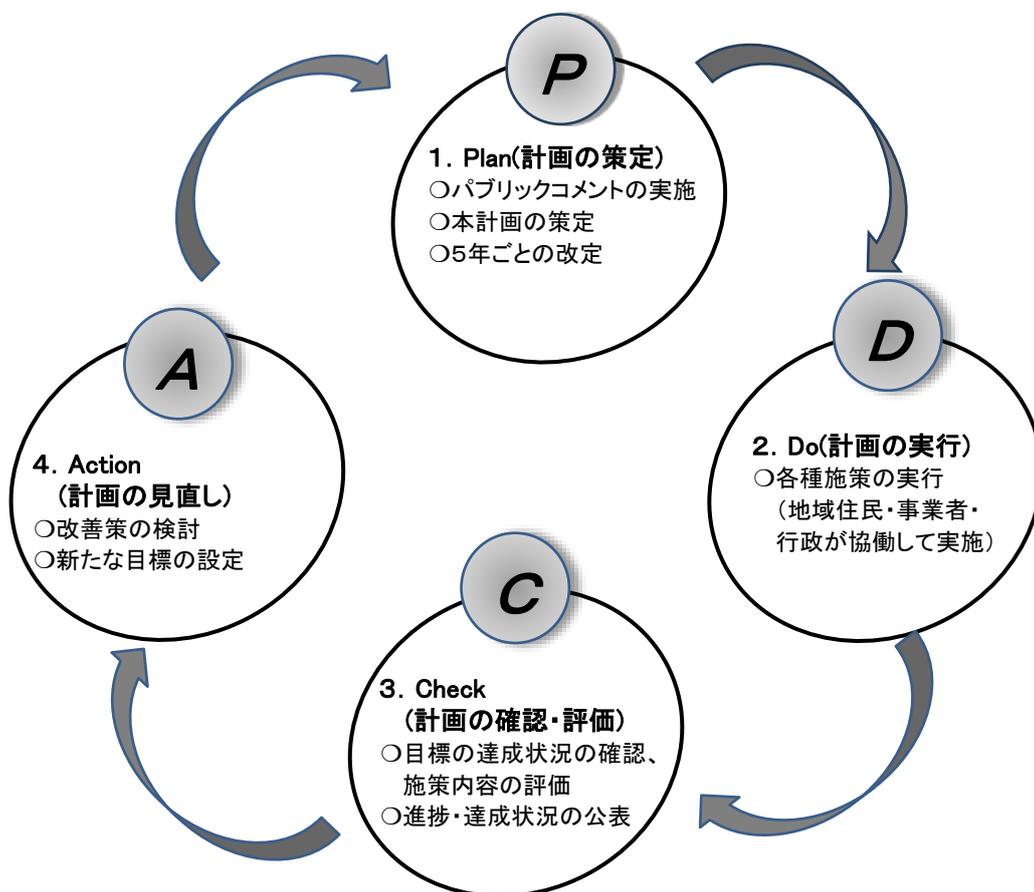
このため、広陵町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

## 4. 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

そのため、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進行管理を行い、点検していく必要があり、そうした評価をもとに、事業の見直しを行うPDCAサイクルに基づき、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を図ります。

### PDCAサイクルによる計画の進行管理



# 資料編

## 1. 計画策定について

### (1) 広陵町地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条の規定に基づき、広陵町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、広陵町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況に関すること。
- (3) その他、計画に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して優れた識見を有する者
- (2) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

## (2) 広陵町地域福祉計画策定委員会名簿

氏名	所属等
一川 まつえ	保育サポートほっとハウス
上田 和美	NPO法人つくし野会
大藪 慎二	広陵町まちづくり連絡会
岡田 誠治	広陵町防災士ネットワーク
岡本 新司	広陵町医師会
奥西 治	広陵町社会福祉協議会
歸山 麗子	広陵町介護予防リーダー
久保 知三	広陵町商工会
久保 博	公募
巽 康宏	広陵町青少年健全育成協議会
○藤山 久仁子	広陵町民生委員・児童委員協議会
中井 芳一	広陵町区長・自治会長会
中川 涼	広陵町PTA連絡協議会
中村 賢一	広陵町まちづくり政策監
名張 裕信	社会福祉法人信和会 特別養護老人ホーム おきなのだ
藤井 誠	広陵町老人クラブ連合会
古田 ミキ	広陵町婦人会
榊井 佑子	公募
松井 宏之	広陵町 副町長
◎渡辺 一城	天理大学 人間学部人間関係学科社会福祉専攻

※50音順。氏名の◎は委員長、○は職務代理者。

## (3) 広陵町地域福祉計画策定職員ワーキンググループ名簿

氏名	所属・役職
奥田 育裕	企画部 部長
林田 哲男	危機管理監
増田 克也	福祉部 部長
小原 薫	事業部 部長
池端 徳隆	教育委員会事務局 局長
治田 久恵	企画政策課 主任
佐師 愛美	社会福祉課 主事
河股 洋介	介護福祉課 介護支援専門員
松谷 智	こども課 係長
芝 宏美	けんこう推進課（保健センター） 係長
中山 晃尚	環境・安全安心課 主事補
伊藤 哲	地域振興課 係長
福田 順子	教育総務課 係長
藤井 秀紀	生涯学習スポーツ課 係長
水本 早織	社会福祉協議会

#### (4) 策定経緯

開催時期	内 容
平成30年 6月25日	第1回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・ 委嘱状の交付 ・ 委員長、職務代理者の選出 ・ 広陵町地域福祉計画策定方針及びスケジュールについて ・ 住民アンケート調査（案）について
平成30年 7月～8月	住民アンケート調査の実施
平成30年 7月31日	第1回広陵町地域福祉計画策定職員ワーキンググループの開催
平成30年 8月27日	第2回広陵町地域福祉計画策定職員ワーキンググループの開催
平成30年 8月28日	第2回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・ 基礎調査結果の報告について ・ 広陵町の福祉の現状（統計データでみる現状、福祉活動の状況） ・ 住民アンケート調査結果速報 ・ 各種ワークショップ等の実施報告について
平成30年 9月13日～15日	福祉のまちづくり住民ワークショップの開催
平成30年 10月30日	第3回広陵町地域福祉計画策定職員ワーキンググループの開催
平成30年 11月6日	第3回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・ 広陵町福祉のまちづくり住民ワークショップ結果について ・ 職員ワーキンググループにおける検討結果について ・ 広陵町地域福祉計画骨子案について
平成30年 12月25日	第4回広陵町地域福祉計画策定職員ワーキンググループの開催
平成31年 1月15日	第4回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・ 広陵町地域福祉計画素案について ・ グループワーク
平成31年 2月6日	第5回広陵町地域福祉計画策定職員ワーキンググループの開催
平成31年 2月1日～13日	パブリックコメントの実施
平成31年 2月15日	第5回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・ パブリックコメント結果について ・ 広陵町地域福祉計画の修正点について

## 2. アンケート調査結果（集計表）

問1 性別をお答えください（※回答しにくい場合は「3.」に○）。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	男性	328	42.3
2	女性	438	56.4
3	その他	1	0.1
4	答えたくない	1	0.1
	無回答	8	1.0
	全体	776	100.0

問2 平成30年7月1日現在の年齢をお答えください。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	18～29歳	57	7.3
2	30～39歳	86	11.1
3	40～49歳	109	14.0
4	50～59歳	106	13.7
5	60～64歳	82	10.6
6	65～74歳	192	24.7
7	75歳以上	137	17.7
	無回答	7	0.9
	全体	776	100.0

問3 世帯構成をお答えください。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	単身世帯	41	5.3
2	夫婦世帯	262	33.8
3	親と子どもの世帯	343	44.2
4	親と子どもと孫の三世帯世帯	98	12.6
5	その他	22	2.8
	無回答	10	1.3
	全体	776	100.0

問4 あなた自身、または、あなたが同居している家族に、次のような方はいらっしゃいますか。(あてはまるものすべてに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	妊産婦・乳児(2歳未満)	38	4.9
2	乳児を除く小学校前の幼児	62	8.0
3	小学生	95	12.2
4	中学生・高校生	108	13.9
5	65歳以上の方	353	45.5
6	介護を必要とする方	66	8.5
7	障がいのある方	63	8.1
8	いずれもない	198	25.5
	無回答	23	3.0
	全体	776	100.0

問5 ご職業をお答えください。(1つに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	会社員・団体職員・公務員等	212	27.3
2	自営業(農業等を除く)	66	8.5
3	農業等	11	1.4
4	学生	24	3.1
5	専業主婦・主夫	134	17.3
6	パート・アルバイト	104	13.4
7	無職	198	25.5
8	その他	19	2.4
	無回答	8	1.0
	全体	776	100.0

問6 お住まいの地区をお答えください。(1つに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	広陵西小学校区	204	26.3
2	広陵東小学校区	110	14.2
3	広陵北小学校区	111	14.3
4	真美ヶ丘第一小学校区	152	19.6
5	真美ヶ丘第二小学校区	192	24.7
	無回答	7	0.9
	全体	776	100.0

問7 現在の地区にお住まいになってからの年数をお答えください。(1つに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	1年未満	21	2.7
2	1～5年未満	65	8.4
3	5～10年未満	47	6.1
4	10～20年未満	154	19.8
5	20～30年未満	153	19.7
6	30年以上	318	41.0
	無回答	18	2.3
	全体	776	100.0

問8 あなたにとって、住民が互いに助け合いができる「地域」の範囲は次のどれだと思いますか。(1つに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	隣近所	325	41.9
2	区・自治会単位	254	32.7
3	小学校区単位	40	5.2
4	中学校区単位	5	0.6
5	町全域	48	6.2
6	その他	11	1.4
7	わからない	69	8.9
	無回答	24	3.1
	全体	776	100.0

問9 あなたとご近所との関係は次のどれに最も近いですか。(1つに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	困ったときに助け合う親しい人がいる	194	25.0
2	お互いに訪問し合う人がいる	93	12.0
3	立ち話をする程度の人がある	233	30.0
4	会えばあいさつをする程度の人がある	193	24.9
5	ほとんど近所づきあいはない	43	5.5
	無回答	20	2.6
	全体	776	100.0

問9で「4.」または「5.」と回答した方だけお答えください。

問9付問 つきあいがあまりない主な理由は何ですか。(3つまで○)

番号	選択肢	回答数	%
1	人柄をあまり知らないから	32	13.6
2	かかわる機会や時間がないから	152	64.4
3	家族にまかせているから	63	26.7
4	特に必要を感じないから	70	29.7
5	わずらわしいから	20	8.5
6	人とのつきあいが苦手だから	31	13.1
7	つきあいをしたいがどうしたらよいかわからないから	18	7.6
8	その他	17	7.2
	無回答	2	0.8
	全体	236	100.0

問10 あなたは、今後、近所づきあいをどうしたいと思いますか。(1つに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	近所づきあいを深めたい	168	21.6
2	現状のままでよい	551	71.0
3	近所づきあいはなるべくしたくない	23	3.0
4	その他	11	1.4
	無回答	23	3.0
	全体	776	100.0

問11 お住まいの地域は暮らしやすいと思いますか。(1つに○)

番号	選択肢	回答数	%
1	とても暮らしやすい	187	24.1
2	どちらかという暮らしやすい	473	61.0
3	どちらかという暮らしにくい	81	10.4
4	暮らしにくい	13	1.7
	無回答	22	2.8
	全体	776	100.0

問11で「3.」または「4.」（暮らしにくい）と回答した方だけお答えください。

問11付問 暮らしにくい主な理由は何ですか。（3つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	日常の買い物が不便	36	38.3
2	道路事情や交通の便が悪い	55	58.5
3	地域の行事や近所づきあいが面倒	16	17.0
4	子どもの保育・教育のことが心配	6	6.4
5	町内に適当な職場が少ない	10	10.6
6	勤務先・通学先までが遠い	16	17.0
7	保健・医療分野のサービスや施設が不十分	13	13.8
8	福祉分野のサービスや施設が不十分	9	9.6
9	消防・防災・防犯体制に不安を感じる	3	3.2
10	文化施設やスポーツ施設が不十分	6	6.4
11	生活環境施設の整備が遅れている	9	9.6
12	地域活動など住民の交流がない	7	7.4
13	その他	11	11.7
	無回答	1	1.1
	全体	94	100.0

問12 あなたは、地域にある様々な福祉の課題に対し、地域住民が自主的に支え合い、助け合う関係が必要だと思いませんか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	必要だと思う	355	45.7
2	どちらかという必要だと思う	323	41.6
3	どちらかという必要だとは思わない	23	3.0
4	必要だとは思わない	11	1.4
5	わからない	47	6.1
	無回答	17	2.2
	全体	776	100.0

問13 あなたが、高齢者や障がいのある人、子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援や協力できることは何かありますか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	外出時の同行	57	7.3
2	手紙の代筆・電話かけ	82	10.6
3	新聞や本の代読	63	8.1
4	話し相手	281	36.2
5	相談相手	117	15.1
6	あいさつや安否確認などの声かけ	433	55.8
7	ごみ出し	82	10.6
8	食事の用意	17	2.2
9	買い物の手伝い・代行	76	9.8
10	玄関前などの掃除・庭の手入れ	71	9.1
11	幼稚園・保育所などへの送り迎え	46	5.9
12	子どもの登下校時の見守り	160	20.6
13	災害時の避難支援・安否確認	208	26.8
14	住居内の荷物の移動	38	4.9
15	短時間の子守り	54	7.0
16	防犯のための巡回	113	14.6
17	その他	20	2.6
18	特にできることはない	149	19.2
	無回答	21	2.7
	全体	776	100.0

問14 あなたは、地域での福祉活動を推進していく上で、住民と行政との関係はどうあるべきだとお考えですか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	住民も行政も協力し合い、協働して取り組む	284	36.6
2	住民同士で助け合い、手の届かない部分を行政が援助する	138	17.8
3	行政が担当し、手の届かない部分は住民が協力する	230	29.6
4	行政が担当し、住民はあまり協力することはない	43	5.5
5	わからない	66	8.5
	無回答	15	1.9
	全体	776	100.0

問15 あなたの地域活動やボランティア活動への参加状況と、今後の参加意向についておたずねします。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	参加しており、今後も参加したい	118	15.2
2	参加していないが、今後は参加したい	241	31.1
3	参加しているが、今後は参加しない	22	2.8
4	参加しておらず、今後も参加しない	350	45.1
	無回答	45	5.8
	全体	776	100.0

問15で「1.」または「2.」と回答した方だけお答えください。

問15付問① あなたが、現在参加している（今後参加したい）活動の具体的な内容は次のどれですか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	高齢者の援助に関する活動	56	15.6
2	子育ての支援や子どもの世話に関する活動	76	21.2
3	障がい者への支援に関する活動	37	10.3
4	健康づくりや栄養・食生活に関する活動	48	13.4
5	スポーツ・文化・生涯学習に関する活動	79	22.0
6	地域づくりに関する活動	91	25.3
7	青少年の健全な育成に関する活動	26	7.2
8	地域の清掃など環境美化に関する活動	122	34.0
9	防災・防犯に関する活動	70	19.5
10	災害ボランティアの活動	58	16.2
11	その他	10	2.8
	無回答	60	16.7
	全体	359	100.0

問15で「1. 現在参加しており、今後も参加したい」と回答した方だけお答えください。

問15付問② ボランティア活動をする上で改善が必要と思うことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	情報収集や情報発信をする場、機会が少ないこと	38	32.2
2	活動の拠点となる場所が遠いこと	9	7.6
3	他の団体などとの連携が難しいこと	20	16.9
4	参加者がなかなか集まらないこと	47	39.8
5	活動の後継者やリーダー役になる人がいないこと	36	30.5
6	トラブルなどが発生したときの責任が重いこと	15	12.7
7	経済的な負担が大きいこと	8	6.8
8	その他	6	5.1
9	特になし	19	16.1
	無回答	14	11.9
	全体	118	100.0

問15で「3.」または「4.」と回答した方だけお答えください。

問15付問③ 地域活動やボランティア活動に参加しない理由は次のどれですか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	活動に興味がない	37	9.9
2	参加する時間がない	177	47.6
3	参加するための情報がない	53	14.2
4	参加したい活動がない	25	6.7
5	その他	90	24.2
6	特になし	36	9.7
	無回答	18	4.8
	全体	372	100.0

問16 あなたは、福祉ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが特に必要だと考えますか。（3つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	地域福祉活動の意義と重要性を周知する	160	20.6
2	住民自らが日ごろから地域のつながりを持つ	247	31.8
3	理解し合い、助け合おうという意識を深める	271	34.9
4	ボランティア活動に対する支援を充実させる	157	20.2
5	リーダーや福祉活動に携わる人材を育成する	134	17.3
6	困っている人と助ける人をつなぐ仕組みをつくる	280	36.1
7	ボランティア活動の方法などに関する研修を行う	94	12.1
8	学校教育や社会教育での福祉教育を充実する	137	17.7
9	その他	18	2.3
	無回答	94	12.1
	全体	776	100.0

問17 あなたは、「民生委員・児童委員」について知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	名前も活動内容もよく知っている	205	26.4
2	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	453	58.4
3	名前も活動内容もよく知らない	105	13.5
	無回答	13	1.7
	全体	776	100.0

問18 あなたがお住まいの地区を担当している「民生委員・児童委員」を知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	知っている	300	38.7
2	知らない	468	60.3
	無回答	8	1.0
	全体	776	100.0

問19 あなたは、「地域福祉委員」について知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	名前も活動内容もよく知っている	43	5.5
2	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	188	24.2
3	名前も活動内容もよく知らない	531	68.4
	無回答	14	1.8
	全体	776	100.0

問20 あなたは、「ふれあい・いきいきサロン」を知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	参加したことがある	43	5.5
2	名前も活動内容もよく知っているが、参加したことはない	68	8.8
3	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	212	27.3
4	名前も活動内容もよく知らない	442	57.0
	無回答	11	1.4
	全体	776	100.0

問21 あなたは、社会福祉協議会（社協）を知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	名前も活動内容もよく知っている	130	16.8
2	名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	385	49.6
3	名前も活動内容もよく知らない	251	32.3
	無回答	10	1.3
	全体	776	100.0

問22 広陵町社会福祉協議会（社協）が行う活動・支援として、今後充実して欲しいものはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	福祉ニーズの把握とサービスの企画・実施	218	28.1
2	福祉に関する情報提供の充実	225	29.0
3	福祉に関する学習や講習、講演会等の開催	114	14.7
4	近隣同士の助け合いの仕組みづくりとその充実	218	28.1
5	児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実	151	19.5
6	ボランティア活動等の充実	105	13.5
7	福祉団体への支援や育成	90	11.6
8	防災に関する活動	225	29.0
9	権利擁護に関する事業	119	15.3
10	介護保険や障害者総合支援法以外の在宅福祉サービスの充実	197	25.4
11	子育て支援の充実	205	26.4
12	福祉に関する相談や苦情の受付	162	20.9
13	その他	16	2.1
14	特に期待することはない	61	7.9
	無回答	68	8.8
	全体	776	100.0

問23 あなたは暮らしの問題で困ったときに、誰によく相談しますか。（3つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	役場などの相談窓口	118	15.2
2	社会福祉協議会の相談窓口	18	2.3
3	民生委員・児童委員	15	1.9
4	区・自治会の役員	44	5.7
5	ケアマネジャー	53	6.8
6	保育所・幼稚園・小中学校	17	2.2
7	病院・施設	34	4.4
8	福祉活動をしている民間団体	4	0.5
9	家族・親戚	566	72.9
10	友人・知人	361	46.5
11	職場などの上司・同僚	91	11.7
12	その他	7	0.9
13	相談できる人はいない	20	2.6
14	相談したいことはない	84	10.8
	無回答	21	2.7
	全体	776	100.0

問24 あなたは、町の福祉などに関する窓口を利用したことがありますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	利用したことがある	164	21.1
2	利用したことがない	577	74.4
	無回答	35	4.5
	全体	776	100.0

問24で「1. 利用したことがある」と回答した方だけお答えください。

問24付問 町の窓口は利用しやすかったですか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	利用しやすかった	139	84.8
2	利用しにくかった	20	12.2
	無回答	5	3.0
	全体	164	100.0

問25 あなたは、町の各窓口で相談や手続きを行う場合、どのような窓口を希望しますか。（3つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	自分に必要な情報や手続きがすぐわかる	323	41.6
2	町だけでなく、公的機関や民間のサービスも知ることができる	215	27.7
3	1か所で何でも相談や手続きをすることができる	397	51.2
4	相談や手続きの窓口を案内してくれる係員がいる	182	23.5
5	書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない	241	31.1
6	役場以外の身近なところで相談や手続きができる	86	11.1
7	インターネットで情報、申請書の入手や申請手続きができる	148	19.1
8	個別の相談室がある	53	6.8
9	障がい者や子ども連れでも相談や手続きしやすい設備が整っている	63	8.1
10	その他	9	1.2
	無回答	57	7.3
	全体	776	100.0

問26 ひとり暮らし高齢者や障がいのある方など、災害発生時に気になる人が身近な地域にいますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	いる	266	34.3
2	いない	239	30.8
3	わからない	243	31.3
	無回答	28	3.6
	全体	776	100.0

問27 地震や台風などの災害時の備えとして、あなたの住む地域で重要だと思うことは何ですか。（3つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	自分や同居する家族の避難方法の確認	507	65.3
2	日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい	297	38.3
3	災害対策についての学習会の開催	62	8.0
4	地域での避難訓練の実施	117	15.1
5	危険箇所の把握	375	48.3
6	地域における自主防災組織の構築	97	12.5
7	手助けが必要な人の把握や情報伝達の体制づくり	200	25.8
8	手助けが必要な人を支援する人たちの把握	94	12.1
9	災害ボランティアの育成	65	8.4
10	その他	15	1.9
11	特にない	16	2.1
	無回答	20	2.6
	全体	776	100.0

問28 地震や台風などの災害時の備えとして、あなたの住む地域で実際に行われていることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	自分や同居する家族の避難方法の確認	249	32.1
2	日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい	206	26.5
3	災害対策についての学習会の開催	47	6.1
4	地域での避難訓練の実施	188	24.2
5	危険箇所の把握	88	11.3
6	地域における自主防災組織の構築	104	13.4
7	手助けが必要な人の把握や情報伝達の体制づくり	45	5.8
8	手助けが必要な人を支援する人たちの把握	22	2.8
9	災害ボランティアの育成	7	0.9
10	その他	25	3.2
11	特になし	195	25.1
	無回答	68	8.8
	全体	776	100.0

問29 あなたは、「孤立死」について見聞きしたことがありますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	近所でそのような方がいたのを知っている	40	5.2
2	うわさを耳にしたことがある	312	40.2
3	見聞きしたことはない	400	51.5
	無回答	24	3.1
	全体	776	100.0

問30 あなたは、「自殺対策基本法」という法律を知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	内容を知っている	57	7.3
2	聞いたことはあるが内容は知らない	217	28.0
3	知らない	484	62.4
	無回答	18	2.3
	全体	776	100.0

問31 あなたは、最近6か月間に「死にたい」と思うほどの悩みやストレスを感じたことがありますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	よくあった	15	1.9
2	たまにあった	47	6.1
3	なかった	691	89.0
	無回答	23	3.0
	全体	776	100.0

問31で「1.」または「2.」（あった）と回答した方だけお答えください。

問31付問 どのようなことが悩みの原因でしたか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	家庭問題	28	45.2
2	健康問題	24	38.7
3	経済・生活問題	17	27.4
4	就労・職場問題	8	12.9
5	学校生活問題	3	4.8
6	その他	8	12.9
7	答えたくない	12	19.4
	無回答	1	1.6
	全体	62	100.0

問32 あなたは、自殺を減少させるために重要と思われることは何ですか。（3つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	学校での「いのちの教育」の充実	350	45.1
2	職場でのこころの健康づくりの推進	210	27.1
3	気軽に相談できる場所の充実	476	61.3
4	自死遺族の支援の充実	34	4.4
5	自殺未遂者の支援の充実	65	8.4
6	自殺やこころの健康に関する普及啓発	115	14.8
7	ゲートキーパーの養成	168	21.6
8	自殺相談などの専門機関の設置	161	20.7
9	その他	28	3.6
	無回答	61	7.9
	全体	776	100.0

問33 あなたは、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待について見聞きしたことがありますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	近所でそのような方がいたのを知っている	23	3.0
2	うわさを耳にしたことがある	223	28.7
3	見聞きしたことはない	492	63.4
	無回答	38	4.9
	全体	776	100.0

問34 あなたは、子どもや高齢者、障がい者への虐待、家庭内暴力を知った場合に、町など公的機関に速やかに通報する義務が住民にあることを知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	知っている	470	60.6
2	知らない	278	35.8
	無回答	28	3.6
	全体	776	100.0

問35 あなたは、児童虐待を知った場合に通報することができる児童相談所全国共通ダイヤル「189」を知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	知っている	149	19.2
2	知らない	600	77.3
	無回答	27	3.5
	全体	776	100.0

問36 あなたは、高齢者の「セルフ・ネグレクト」について知っていますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	知っている	192	24.7
2	知らない	556	71.6
	無回答	28	3.6
	全体	776	100.0

問37 これからの地域における「福祉」を担う主体について、あなたはどのように考えますか。（1つに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	人に頼らず、自分でできることは自分でやっていく	177	22.8
2	地域の人が互いに協力して住みやすい地域にする	121	15.6
3	福祉や地域のことは行政が面倒をみるべき	73	9.4
4	福祉や地域のことは行政も住民も協力して取り組むべき	335	43.2
5	その他	6	0.8
6	わからない	33	4.3
	無回答	31	4.0
	全体	776	100.0

問38 あなたは、町の福祉サービスに関する情報をどのように入手していますか。（3つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	町の広報紙	618	79.6
2	町のホームページ	94	12.1
3	町のフェイスブック	8	1.0
4	地区の回覧板や集会	199	25.6
5	役場の窓口	73	9.4
6	社会福祉協議会の窓口	20	2.6
7	民生委員・児童委員	22	2.8
8	福祉団体やサークル	10	1.3
9	保育所・幼稚園・小中学校	29	3.7
10	家族・親族	124	16.0
11	知人、友人	167	21.5
12	近所の人	59	7.6
13	その他	14	1.8
	無回答	39	5.0
	全体	776	100.0

問39 あなたは、福祉についてどのような情報を知りたいですか。（あてはまるものすべてに○）

番号	選択肢	回答数	%
1	健康づくりについてのサービスの情報	296	38.1
2	子育てについてのサービスの情報	173	22.3
3	高齢者や障がい者のサービスの情報	339	43.7
4	介護保険や福祉のサービス提供事業者の情報	302	38.9
5	社会福祉協議会の活動情報	96	12.4
6	寄付や援助に関する情報	39	5.0
7	就労支援・自立支援に関する情報	77	9.9
8	ボランティア活動やNPOなどについての情報	98	12.6
9	健康づくりや生きがいがづくりなどの学習機会	202	26.0
10	その他	3	0.4
11	特にない	79	10.2
	無回答	42	5.4
	全体	776	100.0

問40 誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためには、どのような「福祉」の取り組みが大切だと思いますか。（5つまで○）

番号	選択肢	回答数	%
1	在宅福祉サービスの充実	351	45.2
2	施設サービスの充実	309	39.8
3	身近な相談窓口の充実	360	46.4
4	専門性の高い相談支援の充実	186	24.0
5	福祉に関する情報提供の充実	245	31.6
6	手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実	230	29.6
7	施設や交通機関などにおけるバリアフリーの推進	113	14.6
8	個人の自立を支援するサービスの充実	156	20.1
9	地域活動への公的な援助の充実	83	10.7
10	地域活動を担う人材の育成	89	11.5
11	気軽に集まれる場の充実	188	24.2
12	健康づくりや生きがいがづくりの推進	178	22.9
13	住民が共に支え合い、助け合える地域づくりの推進	208	26.8
14	福祉教育の充実	59	7.6
15	その他	7	0.9
16	特にない	24	3.1
	無回答	22	2.8
	全体	776	100.0

## 3. 用語解説

〈あ行〉

### ●NPO

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の、営利を目的としない住民活動団体のことです。

### ●オストメイト

人工肛門・人工膀胱を造設している人のことです。

〈か行〉

### ●介護予防リーダー

地域で様々な介護予防事業や普及啓発活動を行う人のことです。本町では介護予防リーダー養成講座を修了した受講者は、町から認定を受けKEEPという名称で活躍しています。

### ●ゲートキーパー

自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のことをいいます。

### ●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者のことです。

### ●コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体となって計画し、運行費用を負担して運営するバスのことです。

〈さ行〉

### ●社会福祉協議会

全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間の組織のことです。地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動への協力など、様々な事業を実施しています。

### ●自主防災組織

災害対策基本法第5条2において規定されている、自治会・管理組合などが母体となり、地域住民が自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する防災組織のことです。平常時は防災活動や防災訓練を行い、災害時には情報伝達や避難誘導、救出・救護活動等にあたります。

### ●シルバー人材センター

高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体のことです。

### ●スクールカウンセラー（SC）

教育機関において心理相談業務に従事する心理専門職のことです。

### ●スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ福祉的なアプローチによって解決を支援する福祉専門職のことです。

### ●生活支援コーディネーター

支援を必要とする高齢者を地域で支える体制づくりに向け、生活支援体制整備事業により「生活支援コーディネーター」を設置しています。「生活支援コーディネーター」は、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担います。また、地域における関係者間のネットワークづくりや情報共有、資源開発の場として「協議体」を設置し、生活支援コーディネーターが協議体の運営を支援していきます。

### ●成年後見制度

判断能力が不十分な人が不利益を被らないように支援・保護する制度。支援者は、判断能力が不十分な人の身上監護や財産管理の手助けを行います。

〈た行〉

### ●地域共生社会

高齢者や障がい者、乳幼児などが受ける、介護や社会福祉サービスなどの縦割りの制度や支援では不十分な部分を、支え手・受け手という関係を超えて地域住民や地域で、人と人、人と資源が丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### ●地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

### ●地域自殺実態プロフィール

自殺対策計画策定のため、国の自殺総合対策推進センターより提供された地域の自殺の実態を詳細に分析したもの。

### ●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制づくりのことです。

### ●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら、高齢者とその家族の悩みや課題解決などの業務にあたります。

### ●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のことです。

〈な行〉

### ●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のことです。

### ●認知症

「認知症」は病名ではなく、認識したり、記憶したり、判断したりする力が障がいを受け、社会生活に支障を来す状態のことです。

### ●ノーマライゼーション

誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方のことです。

## 〈は行〉

### ●ハザードマップ

災害予測図のことです。万が一の災害に、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度などの情報や、避難場所などの情報を市町村が、地図上に明示したものです。防災マップとも呼びます。

### ●パブリックコメント

行政機関が、計画の策定などを行う際に、その素案を公表し、意見を聞き、意見を考慮して計画を決定する制度のことです。

### ●ハラスメント

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりすることです。

### ●バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていくうえでバリア（障壁）となるものを除去することです。段差などの物理的な障壁の除去だけでなく、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

### ●避難行動要支援者

災害時において、自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者のことです。災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定められています。

## 〈ま行〉

### ●メンタルヘルス

心の健康。心の健康を保つこと。

## 〈や行〉

### ●ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすることです。

### ●ユニバーサルトイレ

車いすの人やオストメイト、介助が必要な人、子ども連れの人などに対応した機能のある、誰でも利用しやすいトイレのことです。

●要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、法定化されたサポートネットワークです。

〈わ行〉

●ワークショップ

参加体験型、双方向性のグループ学習のことです。講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自らが積極的に意見交換し、討論に加わったり、体を使って体験したりすることが特徴となっています。

# 広陵町地域福祉計画

【平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度】

発 行：広陵町

編 集：広陵町福祉部社会福祉課

発行年月：平成 31 年 4 月

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2

電話 0745-55-6771

F A X 0745-54-5324